

葉栗村志稿



昭和二十九年三月、一宮市史葉栗編の編さんに着手して以来、十年余り、多数の人々のご努力とご協力とにより、史料の収集、民話伝説の収録などに努めてきましたが、各種の事情により継続不可能となり、委員会を一時中断して今日に至りました。

今年は、葉栗村が一宮市に合併してから三十五年目になりますので、これを機会に合併三十五周年記念事業として葉栗史編さんを継続再出発するという機運が生じました。皆様の温かいご声援とご協力とをお願いいたします。

これに先立ち、約六十年前、葉栗村々長岩田 誉氏、葉栗小学校長岩田儀藏先生らのご努力による「葉栗村志稿」を再発行いたしました。

先人の偉業を忍び、ご愛読願うと共に、今後の編さん事業にご援助を賜われれば幸甚に存じます。

昭和四十九年九月

葉栗連区町会長会

## 緒言

- 一、本書ハ本村ガ 今上天皇陛下御即位ノ大禮記念事業トシテ村志編纂ヲ企圖シ生等ソノ囑託ニヨリ起草シタルモノナリ。尙調査攷究ヲ要スル点少カラザレドモ、姑ク現稿ノマ、之ヲ公ニスルコト、セリ。
- 一、初メ編纂委員トナリシハ岩田儀藏、澤井傳三郎、酒井鷹三郎、岩田順市郎、伴秀雄及尾藤真正ノ六名ナリシガ、本年三月澤井、尾藤兩委員解任トナリシカバ、以後爾餘ノ四名ニテ引續キ之ヲ完成セリ。
- 一、生等モト此ノ種ノ事業ニ慣レズ、加フルニ公務ノ繁劇ト材料蒐集ノ困難トニヨリソノ編述ノ體、豫期ノ半ヲモ達スル能ハザリシハ、顧ミテ深ク愧ヅル所ナリ。
- 一、本書編纂ニ當リテ公人私人ノ助言ヲ得タル事尠カラザレドモ一々ソノ芳名ノ記載ヲ略シ、茲ニ謹ンデ謝意ヲ表ス。

大正六年七月

葉栗村志編纂委員

# 葉栗村志稿目次

## 第一章 沿革

### 第一節 名稱及沿革

(一) 置縣以前の管轄

(二) 郡行政の變遷

(三) 町村行政の變遷

【參照】

### 第二節 舊石高

## 第二章 位置及廣袤

## 第三章 地勢

### 第一節 地勢及地質

### 第二節 河川

## 第四章 氣象

### 第一節 天候及溫度

### 第二節 天災地變

## 第五章 戶口及段別

## 第六章 各官衙

一四

一三

一七

一七

一七

二三

二二

二二

二二

一〇

二三

二二

一一

一一

一一

一一

第七章 交通.....二六

第一節 總說.....二六

第二節 道路.....二六

第三節 郵便局.....二六

第八章 生産及物産.....二七

第一節 農業.....二七

村農會.....二七

地主會.....二八

業農羣秀社組合.....二九

第二節 工業.....三二

第三節 林業.....三四

第四節 鑛業.....三四

第五節 畜産業.....三四

第六節 商業.....三四

第九章 經濟.....三五

産業組合.....三五

租稅.....三八

國稅、縣稅、村稅

村費.....三九

財産.....四〇

第十章 教育.....四〇

第一節 學校.....四〇

一、學制發布以前の教育.....四〇

二、本村合併以前の學校沿革.....四一

三、本村合併後の學校沿革.....四二

【參照】.....四九

第二節 青年會.....五一

第十一章 神社佛閣.....五六

第一節 總說.....五六

第二節 神社各説.....五六

第三節 佛閣各説.....六二

第十二章 名勝古蹟.....六八

第一節 名勝.....六八

第二節 古跡.....六八

【參照】.....六九

第十三章 人物.....七〇

第一節 人物.....七〇

【參照】.....七九

第二節 篤行者.....八五

第三節	公職者	九一
第四節	從軍者	九五
第十四章	風俗習慣	一〇七
第一節	人情風俗	一〇七
第二節	冠婚葬祭	一〇八
第三節	慶事	一一〇
第四節	勞働習慣	一一一
第五節	休日	一一一
第六節	方言及訛言	一一六
第七節	俗謠	一二一
第十五章	獻穀田	一二六

# 葉栗村志稿

## 第一章 沿革

### 第一節 名稱及沿革

本村は葉栗村と稱し佐千原、富塚、島村、高田、大毛、杉山、笹野、光明寺、田所、更屋敷の十ヶ大字より成る。

昔は各大字何れも上門間莊なりしが明治維新後左の行政區劃に變遷せり。

本村各字共名古屋藩に屬せり  
 (一) 置縣以前の管轄

(二) 郡行政の變遷

舊幕時代にありては郡は只地理上の名稱に過ぎざりしが置縣以後は之れを以て行政の區劃となし、明治五年九月名古屋縣を愛知縣と改めらるゝや管内を六大區、九十小區に區劃し大區毎に區長一人を置き以下權區長戸長、副戸長等を置き小區以下の町村の事務を辨せしむ。同年十一月二十七日額田縣(三河全部及尾張知多郡管轄)を廢し愛知縣に合す茲に於て本縣は尾三兩國を管轄し分ちて十五大區となる。

然して葉栗郡は丹羽郡と合併し第四大區に屬し會所(區長の執務する所)を丹羽郡小折村に置くことゝす。

明治九年八月二十一日從來の大小區を廢し縣内を十八區に別つ。本郡の區劃並に會所の位置は從前の如し。明治十一年十二月二十日從前の各區を廢し郡役所を置かれしにより丹羽葉栗合併して郡役所を丹羽郡小折村

に置くこと従前の如し。

明治二十四年四月一日郡制施行するに及び一郡に一部役所を置くこととなり本郡は同年六月まで當分丹羽郡役所内にて本部事務を取扱ひしが同年六月二十二日日本郡太田島村大字島村に位置を定め現今に及びり。

三 町村行政の變遷

明治五年九月愛知縣區劃章程を發し管内を分ちて六大區、九十小區となし之れに區長權區長戸長副戸長の四等を置き凡一大區に區長一人三小區に權區長一人を置く戸長は五六ヶ村に一人副戸長は一村戸口の多寡により一、二人、外に組頭三人を迄限り便宜之れを置くこととす。

明治十一年區を廢し郡役所を置くこととなれども町村組合及戸長の制は従前に依る。

明治十七年七月三十一日町村従前の戸長役場を廢し更に役場區域を定め八月一日より左の如く戸長を配置せられたり。

役場名	役場位置	村名
第三十一組	西海戸村	島村 (河端村) (小日比野村) (西海戸村) (江森村)
第三十二組	光明寺村	杉山村 笹野村 光明寺村 田所村 大毛村
第三十三組	富塚村	高田村 富塚村 佐千原村 (西淺井村) (東淺井村)
第三十五組	北方村	更屋敷村 (北方村) (中島村)

明治二十二年十月一日より町村制を施行せられたるに依り從來の町村は數ヶ町村合併し一町村をなし町村役

場は某町(村)役場と稱し合併に係る舊村名は大字として之を存する事となれり。

新村名	役場位置	舊村名	大字名
光明寺村	光明寺	光明寺村 更屋敷村	笹野村 田所村
大田島村	大毛	島村 大毛村	高田村 杉山村
佐千原村	佐千原	佐千原村 富塚村	

明治三十九年五月十日町村合併して現村をなすに至れり

新村名	役場位置	舊村名	大字名
葉栗村	大毛	佐千原村 大田島村	佐千原 富塚
佐千原	波濁	光明寺村 笹野	光明寺 田所 更屋敷

【尾張地名考】

佐千原は假名書なり佐は真に通へり千原は孝原なり此邊佐千原富塚門間高田淺井等の村々は舊は中島郡なりとこそは郡界なればなり。

(延喜式) 中島郡千野神社(本國帳)從三位千野天鈿 (正生考) 葉栗郡佐千原の八劍宮歟なは訂すべし。

【里人曰】 此村に古塚十六ありいかなる事にや其故を知らず。其内にも御祓塚といふは舊は八間に四間有しを漸々に毀ざりて今は小さくなりたり。荷置塚といふは伊勢の御師の荷物をおきたるより呼といへり。

【橘守部曰】 此塚あまたあるを思へば眞血原の意歟大和國の茅原と血原なるよし書記に見へたり。

【正生考】 血原といふ事も上古の俗説にて風土記の調子なれば取にたらず。

【尾張志】 郡のうち南のはてなる里にて名古屋の西北の方五里にあり張州志略に昔は中島郡今寄庄なりしを今は當郡に屬して上門眞庄と云よしいへり神鳳抄に尾張國佐千原御厨を載せたり此處なるべし

富塚 通清音、○海東郡に同名あり

【尾張地名考】

村の南寄にいま富塚とよぶ塚あり其の塚古木の樅木に藤蔓卷つきて年毎に花さくまた天神の小社あり。

【里老曰】 此塚もとは富士塚とよびしを其後富士權現の富字を取て村名を富塚と改むといふ一説に藤花の

あるより藤塚と呼びしと云ふ。  
【正生考】 心得すいづれにも後世の作爲なるべし按に富田富岡富山のとぐひは祝言なり富塚といふことは或は鳶塚の轉聲歟又は鳥見塚の義にや猶考ふべし天神の社頭も後に居たる成るべし

【尾張志】

富塚。佐千原の北名古屋より六里西北にあり中島郡妙興寺所藏の應安二年己酉八月の公役納法下地等の目

安注文に一所三丁人見塚三貫云々と記したるはこゝか又海東郡の富塚なるべし。  
天正の頃は一の宮眞清田神社の神領なりし由舊記に見えたり。

【眞清探桃集】

舊記曰天正頃往古神産靈耗其相屬之者僅七邑門間黒田猿海戸長沼富塚篠木一ノ宮以上七邑也謂自豊臣家所沒收之

或説云 社産分離者朝鮮軍之前年也考堀氏征伐記天正十九年卯年歟而此説未詳其所出

自豊州廣島傳來之家記云義祖備後守仕於公方義晴居中島郡一ノ宮城領高田名栗淺野一ノ宮四ヶ村天正年中前朝之裔太閤秀吉公有神人等僅違命旨古神産七邑一時盡所沒收之神官以下皆廢其職而逃匿於四方爾後神宮分崩離折無人干修之。

古老傳云 神産分離者天正十九年也其證未詳神産七邑、舊記云葉栗郡上門間村同郡黒田村同郡富塚村丹羽郡猿海戸村春日部郡篠木村中島郡長沼村同一ノ宮村是也

阿伽寶田 (編者云現今赤本田と云ふ字あり此所ならん)

席薦田 (編者云現今疊田と書くは此處か)

寺領 (編者云現今も寺領と稱す)

公家田 (編者云現今不明)

此六箇地在葉栗郡富塚村内陸田間之舊名今傳呼一宮古神田(村内の字名に土居之内、沓掛と稱する所あり一ノ宮町大塚助三郎の系圖に大塚正家(慶長十年壬子四月五日病死)の女子葉栗郡富塚城主尾原三重良に嫁すあり其時代に城ありか若し有りとせば字土居之内沓掛は之に因る地名なるか)

島村 支村一 南島

【尾張地名考】

島むら正字なるべし郡界近隣に島宮村時の島村並等あり往昔木曾川の下流巖條にも亂れて流れたる時の呼名なるべし。

(和名類聚) 葉栗郡若栗郷の本村也此の村支とも五切あり本郷の内丑方に寄りたる一むらを今も和久利とよべり爰に和栗橋の名殘あり今宮田落の用水に架る橋をいふ

(延喜式) 葉栗の郡若栗神社(本國帳 從三位若栗天神(集説云)上門間莊和栗郷島村八幡の社はなり。(松平君山曰) 和栗天神は天の押帶彦命を祀るなるべし。

【張州府志】  
島村。上門眞莊。在府城西北六里。一曰大家郷若栗村也。若栗或作和栗。倭名類聚曰葉栗郡若栗者  
是也。中島郡有村名同者。  
大家郷 今島村是也。一曰若栗郷

高田 下多 清音

【尾張地名考】  
地名正字なるべし(或人曰)隣村やはたの八幡宮は舊は此村の宮なりしを後世室町の末に門間村に取られたり是によりて更に八幡宮を一ヶ處たつ則今の東高田の宮社はなりといへり。

【張州府志】

高田村 上門眞莊。在府城西北六里十八町。古中島郡今寄莊也今屬當郡。愛知郡海西郡有村名同者。  
大毛 計 清音

【尾張地名考】  
地名御食津物に出るなるべし(和名類聚)葉栗の郡大毛郷(天野信景曰)大毛の首は大閉蘇彌命の孫建新川命の後也と姓名錄に見ゆ(正生考)姓氏錄に大綜彌命より云々末裔大毛の首と系をなすといへども地名においては大毛の義にてはあるべからず。

【尾張志】

大毛村 黒田の東南名古屋の六里北西にあり和名抄に葉栗郡大毛と記し延喜神名式に大毛神社本國帳に從三位大毛天神とのせ其一本に大毛とかき民部省圖帳に葉栗郡大毛公穀九百六十七束有餘假粟法性寺岡殿之舊領也故以假粟充無粟之貢大毛川貢鮑鮎鮭等宮家命國司之史部爲乾魚と見たり。

杉山

【尾張地名考】

(延喜式) 葉栗郡伊富利部神社  
(本國帳) 從三位伊富利部天神(いはりめのみやしろとよむべし)

(正生謹考) 村の良に方る氏神天神の宮地是なるべし伊富利部は則庵理姫の約る成るべし按に和名類聚にいへる葉栗の郡葉栗の郷の舊地は川北なる栗木藥師寺圍城寺中野無動寺江川村を初めとして川島にては小屋場、亘利、河田島、川南にては河田、更屋敷むらの邊に當り若栗郷は光明寺、極樂寺、笹野、大野、尾關、杉山、大毛、島村の邊に當れるならん是や葉栗の臣人營庵入姫等の古跡の地にして本國舊社のあるべき所なり後人猶考ふべし。

又村より申三町にも天神の宮あり是は此村の産神とする宮なり。此宮西大毛のうしろ一町半にあり。  
正生考に(延喜式)葉栗の郡大毛神社(本國帳)從三位大毛神社是なるべし按に此宮も後世杉山へ拾はれたるなるべし往昔一用なる時は大毛天神なる事明白なり此の宮天保年間村の東の新地に移る

笹野

【尾張地名考】

古語に佐佐は小ささをいへり大野に對する地名なるべし或は笹野正字ともいふべし。  
村より坤方三四町に畔名を氏神とよぶ島あり此處に古杉四五樹生立たる宮あり天神の社頭もあり此宮地は

かりを今は杉山村の持内とすといへども現しく笹野村の地理なり(里老曰)此宮むかしは笹野の宮なりしを近世の事歟杉山へ取られたりと云傳ふ今も笹野よりは此神を氏神と呼び杉山よりは天神と呼といふ(正生考)氏神の天神を往昔杉山へ取られたる後に再び笹野の村中に今の天神の宮を營たるものなし按に島村大毛杉山笹野光明寺極樂寺の邊は往昔一圓にて何さま庵入姫の由緒ある村々なるべし。

【張州府志】

笹野村 上門眞莊。在府城西北六里。

光明寺

支村一 外新田

【尾張地名考】

地名寺院に出づ。

遍照山光明寺 天台宗の本尊藥師如來

此寺天保年焼亡秋葉堂而已のこる

(天野信景曰) 光明寺は葉栗臣人麿の建る所なり後世は此寺を葉栗の尼寺といひしと也。天武天皇の御宇

小乙中此頃の葉栗臣人麿は當郡の本貫にして光明寺の本願なり當時氏人あるもの此をしるべしと申されき。

(正生曰) 大堤の南二十間に大杉と松の二本植たる處に小社あり若宮と呼ぶ其故をしらす。

【張州府志】

光明寺村、上門眞莊。在府城西北六里十八町。

(山 郷)

「古老曰」 其名の如く昔時山林なりしが初め本郷より移住し來りて其子孫及他の移住者子孫の繁榮せしものなり然して安照院光明寺は大字光明寺の氏神(元より佛寺なるも本地垂迹の説より神佛混淆し佛寺を氏神としたるものならん明治の代となり神佛混淆を禁せしが其までは境内に社を安置せられたり)にて祭禮時

のには土居小路及本郷等は獅子芝居又は神馬驅馬等を餘興として行ひ居りしも往時山郷は只三戸ありしのみにて他郷の如く餘興をなす事能はざりし故三戸の者は夜提灯を持ち裸体にて繩を引き合ひて氏神に參詣したるが如し此遺風今も残りて行はれつゝあり。

更屋敷

【尾張地名考】

(箕浦賢貞曰) 慶長年間には此村新屋敷とも呼びしと也更とよぶ方穩ならんといへり

【尾張志】

極樂寺村の西南の方名古屋の六里半西北にあり。さら屋敷或は新屋敷ともかけり曼陀羅寺の天文十六の正月の古狀に六百分文サ屋敷彌七郎左衛門三郎と見ゆたり。

村の西北二町ばかりに奥屋敷と稱する字あり今井こまつ(今より約八年前に死亡)の先祖の住したる屋敷なるが此地は地味豊饒なれば屋敷には惜しとて砂地なる今の地に神社及寺を移轉し其前に自己の屋敷を構へたるが其後次第に戸數増加したりといふ。往時此の村を新町又は新屋敷と呼びしは之に因るならん更屋敷東の字を新町東と稱す。

田所 登濁音

【尾張地名考】

光明寺の支なるべし地名正字なり。

【張州府志】

上門眞莊。在府城西北六里十八町。

本字の沿革に就ては古老の口碑もなく又文書もなかりしが種々探査の結果現戸主小島助市氏宅に於て古文

多數を發見せり依て名古屋市史編纂委員長堀田璋左右氏の鑑定を乞ひしに確實なりと思はるゝものあり又證據不十分にして眞擬不明のものもありたり。今同氏所藏の古文書中田所塙光寺八劔社及同氏方沿革を記せるものにして現狀と比較し眞ならんと思はるゝ記事によりて本大字の沿革を略記せん。

羽栗臣八麿の開基せる光明寺の境内は東は前野村より西は竹鼻までなりき（境内としては廣きに過ぐる感あるも或は寺領の事を云へるに非ざるか）其境内の西方美濃尾張の國境に塙光寺といふ一字ありき往時無住なりしが六孫王經基の末孫天下乱世にあたり來りて此寺に住せり、然るに此寺度々水害を蒙ることあれば光明寺深長法師の弟子參公坊一庵を南方約十五町の地に築きこゝに佛像を移せり。而して庵の側に屋敷を設けて子孫を住ましむ屋敷の廣さは外構東西四町南北五町あり内構は一町平方あり其の周圍に大堀及大土堤を築けり現今田所といふは此の屋敷のことなり。後寛文年中此の庵を塙光寺と號し庵の西方約三町の地に參公坊の墓を築けり地積三十歩ありて久しく御除地なりき。

### 第二節 舊 石 高

#### 【張州府志】

- 佐千原村 高三百七十二石九斗六升九合
- 富塚村 高二百四十九石五斗三升四合
- 島村 高五百七十九石二斗三升七合
- 高田村 高五百九十五石三斗五升三合
- 大毛村 高五百七十六石三斗六升四合
- 更屋敷村 高九十二石七斗三升三合
- 杉山村 高一百四十二石七升

- 篠野村 高二百二十二石九斗四升六合
- 光明寺村 高五百四十六石六升八合
- 田所村 高八十七石七斗九升四合

（中略）

右葉栗一郡古賦之數也。後世増租及開墾田地者不少。姑俟後考

#### 【尾張御領村々高帳】

- 佐千原村 高三百三十九石八斗六升一合
- 富塚村 高三百六十二石三斗三升二合
- 大毛村 高八百六十一石四斗二升九合
- 高田村 高八百九十九石三斗三升九合
- 杉山村 高百五十六石二斗二升二合
- 田所村 高百四十七石六升三合
- 更屋敷村 （一本新屋敷に作る所の者新屋敷と云ふ） 高百四十三石七斗一升七合
- 光明寺村 高八百九十一石七斗五升五合
- 島村 （技郷南島） 高七百三十九石九斗三升二合
- 篠野村 高二百九十一石八斗五升七合

## 第二章 位置及廣袤

### 一 位 置

本村は葉栗郡の中央にあり。北緯三十五度二十分十二秒、東經百三十六度四十八分四十七秒（大字島村葉栗郡役所所在地）に位す。

北は木曾川を隔て々岐阜縣羽島郡に接し、東は淺井町、東南は丹羽郡西成村、南は中島郡一宮町、西南は全郡今伊勢村、西は木曾川町及び北方村に境す、

### 二 廣 袤

長さ東西二十五町南北凡一里にして全村面積六百餘町歩あり

### 【參 照】

#### 土 地

##### 一、官有地

四四、段〇二九

##### 二、民有地

田 三、二一八、反六二五七

畑 二六二六、反一〇四九

山林一七、二、反七〇八

原野二八、反〇〇三

地沼一五、反二二〇

雜種地一、反一〇八

宅地一六八、二九四、坪六五

## 第三章 地 勢

### 第一節 地勢及地質

本村は所謂尾濃平野の中央に位し、木曾川其の北境を流る。

地質は沖積層地にして概ね良質の壤土より成る。氣水に對する土層の構造宜しさに適するを以て土層中に於ける風化勢力よく行はれ肥料の分解を促進す。隨つて地味一般に肥沃なり。

### 第二節 河 川

木曾川、日本三大川の一にして源を長野縣西筑摩郡木曾山に發し丹羽、葉栗、中島、海部の四郡を回流して尾濃の國界をなし伊勢海に入る。其の上流は頗る急湍激流なれども尾濃の平野に出づるに及びては兩岸沃野廣く開けて舟楫の便灌漑の利頗る大なり。然るに上流より齎し來れる土砂はこゝに來りて堆積し沙洲渚汀隨所に現はれ斯くて河床年々隆起するを見る。彼の美濃國羽島郡に屬する川島村は沙洲の極めて大なるものにして松原島、河田島、小網島、笠田島等をなせり。

「延喜神名式」に葉栗郡川島神社とあるはこの川島村のうちなるべし。

斯かる建設作用の行はるゝ裏面には又恐るべき破壊作用ありて上流地方に於ては降水極めて多きを以て河水屢々氾濫し家を流し人を殺し家畜田圃に慘害を興ふること屢しとせず。即ち尾張は古來洪水を絶たず其の著しきものを擧ぐれば神護景雲三年八月、永和三年三月、承和四年三月、弘治二年八月、慶長十年七月、延寶六年八月、貞享元年八月、寶永二年六月、明和四年七月等なり。

神護景雲三年八月の洪水に關しては「續日本紀」に「甲辰尾張國海部、中島二郡大水、賜尤貧者穀人一斗」と見えたるが尙其の九月壬申の條に「尾張國言此國與美濃國與、有鵜沼川今年大水其流改道毎日侵損葉栗中島海部三郡百姓田宅又國府並國分二寺俱居下流若經年歲不致漂損望清遣解工使開掘復其舊道許之」とあれば水害の最も甚だしきは葉栗郡なりしか如し。鵜沼川は木曾川の舊名なり。

木曾川は神護景雲の洪水以來漸次其の河道を改め頻りに葉栗郡を侵蝕し貞觀に至りて河道本郡を東西に貫流

し尾濃の分界を、に一變せり。

幹流の長さ五十六里、本支流航行里程一百里と稱す。河口の幅員約十二町舟揖運送の便を與ふるのみならず尾濃十里の平野に灌漑し其利益亦偉なりといふべし。

「堤防」木曾川は世人の熟知するが如く其の水源地は信濃、飛彈、美濃の三國にして日本有数の大河なれば其の水の暴漲するに當りては、實に恐るべき結果を現すこと、古來其例に乏しからず、殊に天正以前にありては、堤防なるもの極めて不完全にして或場合には殆んど無堤防の評を下し得らる可きものなりしが如し但し犬山町までは大抵山間谿谷の間を流るが故に、格別の災害を醸すことなきも、其の以西は地勢總べて平野に屬するを以て一朝大水の襲來するや、其沿岸の被害は實に名狀すべからず、殊に往時は三十六流ありと稱へ、其の川筋の多くは蜿蜒屈曲甚しく到底普通の工事を以て是れを改修すること能はざりきされば尾張の農民は家の周圍に高さ三尺程の土堤或は石垣を廻らし防水手段を講じたり。現今舊家には其偉今尙存するを認め得べし。天正十二年に至り豊臣秀吉少しく之を修築せしもの、如しと雖も、其詳細は知るを得ず、其後慶長十九年に些少の修築を行ひしも是亦一部分に止まれり、徳川義直の當國に就封するに至り、堤防修築の機運を迎へ、寛永年中義直自ら此の方面を巡見して豊臣氏の遺圖を基礎とし又家康の遺志を繼承して、一は水利、一は國防の爲めに犬山の西木津より舊海西郡なる伊勢灣の河口まで大約十四里に達する大堤防を修築す、人之を呼んで御圍堤と稱す此時木曾川の小分流は悉く之を併せ河身を改めて豫め激流を殺ぐ等の施設甚だ多し此の成功によりて尾張の北部及び西部は全く水害を免がれ、二百數十年間殆んど破堤のことなく曾て木曾川の河成沖積層たる壤土は時を得て五穀榮蔭に非常なる良成績を與へ隨つて人烟益々増加し來り到底農産物のみによりて生産の途を立つること能はざるものあり、自然の結果として更に工業の發達をも促し來り此方面をして富裕の實を得せしむるに至れり。明治維新の後本縣にて大に此の堤防修築の舉あり。

「三川分流」木曾、長良、楳斐、の三川は岐阜縣海津郡油島附近に於て相會したる爲め各川の水疏通を缺き川町に入る。

上ノ島用水、大江用水の分流にして大字大毛の南部を西流して木曾川町大字八幡に入る。

宮田關門記

吉藤之水西流入尾至宮田村有關門泄漉葉栗丹羽中島西春日井海東海西六郡自寛永戊辰設二百七十三年屢壞屢修費輒不訾今茲辛丑吏民皆募合工人以煉石改造之已而相謂曰上下浹和戮力興利而工藝又進堅剛牢固可以百世不壞皆聖代文明之賜也豈可無記哉遂來索予文勒諸石上

明治三十四年六月

愛知縣

服部 富三郎 撰  
大島 徳太郎 書

宮田用水水利組合

【參照】

(イ) 本組合は明治三十一年六月二十四日の設立にして其の組合町村名及組合の機關は次に示す如し

- |       |      |      |      |      |     |
|-------|------|------|------|------|-----|
| 西春日井郡 | 清洲町  | 春日村  | 西春村  | 新川村  | 山田村 |
| 丹羽郡   | 西成村  | 千秋村  | 丹陽村  |      |     |
| 葉栗郡   | 葉栗村  | 淺井町  | 黒田町  | 北方村  |     |
| 中島郡   | 千代田村 | 大里村  | 稻澤町  | 明治村  | 萩原町 |
|       | 奥町   | 今伊勢村 | 朝日村  | 祖父江町 | 平和村 |
| 海部郡   | 佐織村  | 美和村  | 甚目寺村 | 大治村  | 七寶村 |
|       | 蟹江町  | 南陽村  |      |      | 神守村 |
|       |      |      |      |      | 永和村 |
|       |      |      |      |      | 大和村 |
|       |      |      |      |      | 一宮町 |

(ロ) 組合の機關

- |        |      |      |    |
|--------|------|------|----|
| 管理者    | 中島郡長 | 事務委員 | 一  |
| 吏員及職員數 |      | 治水委員 | 二〇 |
|        |      | 書記   | 二  |
|        |      | 技術員  | 一  |
|        |      | 書記補  | 四  |
| 議員選舉區數 | 二六   |      |    |
| 議員數    | 三八   |      |    |

## 第四章 氣象

### 第一節 天候及溫度

本村は愛知縣管内氣象區上平原北部に屬し、氣候概ね溫和にして、寒暑共に甚しからず。大正五年平均溫度は五十八度の線にあり。

溫度 (自明治二十八年至明治四十五年)		天候 大正五年度		雨量 (自明治二十二年至明治四十五年)	
最高	最低	晴	曇	最大雨量	平均
九八、八度	一五、五度	五八、度	二〇〇日一〇三日	四五日	七日二八五、六耗
平均	平均	晴	曇	雨	雪
霜雪期節 (自明治四十五年)	霜雪期節 (自明治四十五年)	降水量	降雪量	最大降雪量	平均
初霜	終霜	霜	雪	三月十六日	三月十六日
平年 十一月二日	最旱 十月十九日	平年 四月十八日	最晚 五月五日	平年 十二月廿日	平年終雪 三月十六日
最 深	最 深	最 深	最 深	最 深	最 深
二、〇一尺	二、〇一尺	二、〇一尺	二、〇一尺	二、〇一尺	二、〇一尺

(本郡役所調)

## 第二節 天災地變

一地震 明治二十四年十月二十八日午前六時四十分突然我が尾張及び美濃の平原に發りたる大地震は其の震域の廣大なる、其の震動の強烈なる「實に近古未曾有にして、南西は九州四國に波及し、北東は奥羽地方及び佐渡の島嶼に達し、總面積一萬七五百平方里に亘り而して其の大半は強震以上に屬せり。先づ震度より擧ぐれば、尾張の北部は全國中の劇震部縣下にては、本郡は最劇震部にあたる。大地震の初發 最も劇甚 して本縣測候所の地震計は直ちに破損し、精確の動力は不詳なりきと雖も破損までに表はれ、震動は、地上の物体を衝き上げしこと曲尺二分水平に動搖せしこと曲尺九分にして、此の加速度は實に上下動二寸水平動一尺八九寸なりきと云ふ。此の遽然たる強烈震は瞬間に家屋建物を倒壊し、地盤を裂震し、濁水を噴出せしめ、土地或は陥落し、或は隆起し、堤防道路の崩壊箇所一々枚擧に違あらず。變象に於ては當村は震動中井水の騰上すること地盤より凡ろ三尺其の激烈なること數十の唧筒より一時に噴水するが如し。其の水色は赤褐色を帯びたる泥水にて、腥き臭氣を帯び、甚だ堪へ難く、震後十分間にして、井水と俱に土砂を噴出し、爲の

一滴の水なく偶々存在する其の水些少にて變色し飲用に堪へず。  
又家屋人畜の被害夥しく本村の全潰四百三十八戸半潰四百六十八戸死者二十五人負傷者五十二人あり。其他家畜の損害田圃の荒蕪せしもの一々枚擧に違あらず。

二電害、明治四十五年四月十九日、本村に未曾有の降電あり。今其の模様を略記せん前日夜半微雨を催し間も無く快晴となり、又倏忽にして層雲天を覆ひ當日午前八時頃よりは淡黑色なる積雲は再び南東に偏して刻々其の速さを加へ、斯くて午前十一時頃西天に怪しき黒雲顯はれ恰も怪物の潜めるが如く次第に擴張し來りて頗る暗憺たる光景を呈せしが瞬時にして滿天黒汁を流せるが如く、濃雲邊りを鎖して晝尙暗く南風は忽ち西方の疾風となり電光閃き雷鳴轟き篠つく劇雨は覆盆の勢を以て降り出したり。間もなく降電を伴ひ、疾風は變じて颯風状態となり遂に家を震ひ瓦を飛ばし、降電は此の風勢に乗じて殆んど彈丸の如く水平に飛來して雨戸を打ち硝子を破り、枝を折り倒し殷々たる雷鳴と相和して天柱挫け地維缺くるの感あらしめたり。此の

間凡ろ十五分間雷電次第に東に移り雹歇み風次第に和き暗雲又漸く四散したるが地上一面に降電積りて野島に歩を移す能はず。電の形は概ね銳からずして球狀に近く、碁石の如きあり螺の如きあり稍方形に近きあり三角形に似たるものあり、其の狀不正形にして中分に幾分の白色を帯びたるのみ其他の部分は無色透明を呈し其の大き直徑二三分のものを普通として稀に七八分に及ぶものを見たり積電少きは三寸多きは四五寸にして軒の隅墻の邊り電の吹寄せられし所には一二尺以上に積りし所あり田畝は實に慘酷なる状態となり十數分前まで青々として出穂したる麥は見渡す限り根元より二三寸乃至五六寸の處にて截斷せられて斜に長刀を以て突破したるが如き觀をなし、桑樹の如きは其樹皮を剝がれ心部を露出して白色を呈し、新芽は剥ぎ去られ其他菜種、大根種、紫雲英、蔬菜等は多大の害を被り農作物は其の收穫半作の有様となれり大樹老木も枝を折られしもの倒れしもの多く間々家屋を破壊し、田畝間に在りて之れを避くるの暇なく降電の襲撃に會ひ怪我をしたるものあり。

斯く劇烈なりし降電は稀有の現象にして本村の南部即ち中島郡の北東部今伊勢村一宮町より丹羽郡の中央を貫き東部羽黒村に至る徑三里半を長軸とし三十町を短軸とする楕圓内にして此の土地の圏外を距るに従ひ被害の程度漸く減少せし約六町を距りて尙三割の減少あり  
今本村内の被害調査を擧ぐれば左の如し。

收穫九分減收		收穫八分減收		收穫三分減收		收穫二分減收		計	
反別	被害金高	反別	被害金高	反別	被害金高	反別	被害金高	反別	被害金高
畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田	七五〇	四八七	四〇二	四〇一	一七〇	一四三	二二〇	六九五	三三〇
	反	反	反	反	反	反	反	反	反
	四、〇〇〇	七、七三〇	六、八四三	四、〇一〇	一、七五五、六〇〇	一、四五〇、〇六	二、三〇、八七	三、四二、七五〇	六、九五、三三〇

大字別被害調

字名種別	田畑段別	被害金高
佐原千塚	三六五、八二八	三〇五一、七四〇
富田	二七〇、一〇八	九五七、七〇〇
高塚	五二四、八〇七	二、〇七四、〇〇〇
大島	四〇八、八一七	一、一〇一、一五〇
杉山	五四〇、五〇九	一、五八八、七〇〇
笹野	一四七、三〇一	三八五、一〇〇
光明寺	二六七、三〇九	八三五、四〇〇
田明	一、二八〇、四二五	四、一五〇、六〇〇
更田	一一〇、五〇〇	一八九、二〇〇
計屋敷	二〇〇、三二〇	五七八、六二〇
	四、二二六、五〇四	一四、九一二、二一〇

三暴風 大正元年九月二十三日近年本村に稀なる暴風あり其の概況左の如し。  
 九月二十一日午後雨を催し、翌二十日は終日降り續き夜に入りて烈風を伴ひ、同二十三日午前三時頃に至り強暴なる颶風に變じて家を倒し樹木を折り、河川を氾濫せしめ人畜を傷ひ、農作物を害し其の慘憺たる光景名状すべからず、斯くて午前六時頃に至り稍暴威を收め午前九時頃和風快晴となれり。斯の如き長時間に涉りて狂暴を極めたる颶風は、蓋し數十年來稀有の現象にして、家屋の倒壊人畜の死傷は彼の濃尾大震災に

次ぐと雖も其の餘生を得たる人畜を養ふべき農作物を荒廢したるの慘害は實に甚しと謂ふべし。茲年嚮きに雹害あり、今又此風害を受く罹災民の慘狀實に慄むべきなり。されば帝室に於ても救濟の御趣旨を以て、十一月十六日日本縣下に對し救恤賜金壹萬壹千圓を賜へり。今本村内に於ける被害調査を擧ぐれば左の如し。

一 農作物

種別	田		畑		桑園		合計	
	被害面積	農作物被害見積高	被害面積	農作物被害見積高	被害面積	農作物被害見積高	被害面積	農作物被害見積高
五割以上減收ノモノ			五	三三、〇〇〇			五	三三、〇〇〇
四割以上五割未満ノモノ			一一九、 <small>町</small>	六、五五五、 <small>町</small>			一一九、 <small>町</small>	六、五五五、 <small>町</small>
三割未満減收ノモノ			一一九、 <small>町</small>	六、五七七			一一九、 <small>町</small>	六、五七七
合計	三三〇、 <small>町</small>	三六、八〇〇、 <small>町</small>	二二九、 <small>町</small>	一三、五七三、 <small>町</small>			五四九、 <small>町</small>	四三、三五五、 <small>町</small>
	三三〇、 <small>町</small>	三六、八〇〇、 <small>町</small>	二二九、 <small>町</small>	一三、五七七			四三九、 <small>町</small>	四三、三七七、 <small>町</small>

二、其他 (一)

字名種別	住家全潰	住家大破	住家半潰	添家全潰	添家半潰	添家大破	社殿全潰	社殿半潰	社殿大破
佐原千塚	一〇	一〇	五	一三	二〇	一元	〇		
富田	一	四	四	四	二	一			
高塚	二	八	八	九	一〇	八			
島村	七	八	六	二	五	五	一		

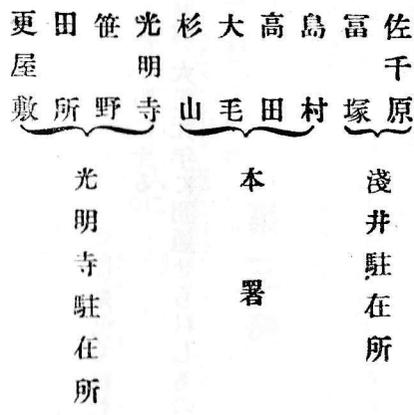


字名種別	田	畑	宅地	山林	原野	火葬地	雑種地	池沼
佐千原	二四八、二三	三五三、四二九	七、三三五	五、八〇八	三三三	〇	〇	〇
富塚	三四〇、三三	一〇五、九五	三九、三三	五、九三	〇	三三〇	〇	〇
高田	五三、〇五	二六三、三七	五、三〇五	三、三二	〇	〇	〇	〇
島村	三八七、四〇〇	二二五、三〇四	七、五九五	三、五六五	〇	〇	〇	〇
大毛	四四、五四	三八、二六	六三、九五	一四、三〇	〇	〇	〇	〇
杉山	一四四、三三	七五、三〇	一八、三〇八	四、九〇六	〇	〇	〇	〇
笹野	一六九、四〇八	一八二、六〇五	三〇、八二四	三五、九一〇	〇	〇	〇	〇
光明寺	七〇七、八二	九六、五二六	一五九、七〇四	一一、一〇三	六七、六二	〇	五〇八	五、一〇六
田所	九六、二〇五	六二、四〇九	二九、九〇〇	一、二二六	〇	〇	〇	〇
更屋敷	一六一、二天	一一九、七三	三六、五三	二、五八	四、〇〇四	〇	〇	〇

### 第六章 各官衙

葉栗郡役所、葉栗郡は明治十二年郡役所創設の際は丹羽、葉栗郡役所の所管なりしも明治二十四年四月一日郡制實施の際獨立し、葉栗郡一圓を所轄することとなり郡、役所を本村大字島村に置くことせり。廳舎は明治廿七年十二月郡長戸田仙橋氏の時に建築したるものにして敷地總坪三百五十五坪、建坪百十九坪八合餘なり郡長は戸田仙橋氏以來鹽田義雄、宮崎鼎、高木良輔、上野録二郎の四氏を経て現任堀江貞二氏に至る。島警察署本村大字島村にあり、明治廿六年一月十五日現在の位置を卜し建築工事に着手し、三月十一日落成

四月一日より北方分署を此處に移轉し、島警察署と改稱現今に至る  
本村巡査管轄區域



名古屋區裁判所葉栗出張所、明治廿六年十月十日日本村に登記所を置くにあたり、大字島村字六反田の一民舎内に於て事務を始めたり。之れを一宮區裁判所大田島出張所と稱せり。明治三十五年一月廿八日大字島村字郷裏に廳舎新築落成し今年二月一日に移轉、大正二年四月行政整理の結果、一宮區裁判所廢せられたると共に名古屋區裁判所葉栗出張所と改稱し、葉栗郡一圓の登記事務を掌る。

葉栗村役場、大字大毛字南出にあり明治三十九年五月十日村制施行に依り佐千原村、大田島村、光明寺村の三村合併して現村となり役場を此處に置けり。現村長は岩田譽にして合併當時より現今に至るまで勤續村治を管掌しつゝあり。

大字は佐千原、富塚、高田、島村、大毛、杉山、笹野、光明寺、田所、更屋敷の十ヶあり。各大字に區長及區長代

理者ありて大字内の事務を掌る。

## 第七章 交通

### 第一節 總説

本村は葉栗郡の中央に位し、地勢平坦にして土地よく開けたれば、古より交通に便ありき。加ふるに、近年縦横の郡道開通せられしを以て、一層交通運輸の便を増せり。

### 第二節 道路

郡道

大毛新道、明治四十一年開通せられたるものにして本村の中央を東西に貫通し、東は丹羽郡古知野町に西は中島郡奥町に至る。

島新道、大正元年に開通せられしものにして郡衝を起點として、南中島郡一宮町に至る。

### 第三節 郵便局

葉栗郵便局、明治二十五年四月一日島村字車屋敷一二番地に設置せられたるが、明治三十九年九月十九日に現今の所、即ち大字島村字六反田に移轉し、同三十年二月二十一日電信事務を開始せる三等郵便局なり

郵便切手 賣 捌 所

收入印紙 賣 捌 所  
大毛二、 高田一、 富塚一、 田所一、 光明寺一、 更屋敷一、 笹野一、 佐千原一、

## 第八章 生産及物産

### 第一節 農業

本村は地勢平坦、土地肥沃にして灌漑の便に富み、氣候亦適順なるを以て蠶耕の業大に開け、米穀蔬菜等の重要農産物概ね栽培せられ、到る所稻田麥穂の穰々たるを見ざるなし。耕地面積五百八十四町六反歩にして内田三百二十一町九段歩、畑二百六十二町七反歩あり。主作物たる米麥は毎年各約八千石を産し、其他穀菽類は約六十石、蔬菜類三萬五千圓を産す。當地方は一般桑樹の成育よろしきため蠶業も大に發達し、年々巨額の繭を産出し大に名聲を博せり、明治二十八年九月本村に蠶秀社組合設立せられ、爾來大に成績良しきを以て將來は斯業の一大發展を見るに至るべし。

其他特有産物として大根切干あり、其の名亦顯はる。現今農業の改良發達進歩を圖るため農會、組合、地主會、青年會等の機關備はり月に月に効果を奏しつゝあり。

村 農 會

沿革、本村合併以前は佐千原、大田島及び光明寺の三ヶ村夫々特殊の沿革を有する農會ありしが、明治三十九年五月十日町村廢合の結果三農會合併し一農會を組織する事となれり。

本農會の事業概要

一、農事獎勵に關する事

イ農事獎勵員を設置し斯業の發達を圖ること

ロ模範團體を獎勵すること

二、米穀改良事業幫助に關すること

イ小作者始め一般に對し俵拵を容易ならしむること

ロ賞米に獎勵金を與へ小作者を慰安し地主對小作の融和を圖りしこと

ハ小作表彰をなすこと

### 三、試作場に關する事

四、講習講話會に關すること

イ婦人に蠶業の短期講習をなすこと

ロ村内巡回講話に關すること

ハ講話會には必ず指定時間に出席せしむる習慣を作る方案

ニ本縣立農事講習所の講習聽講方を獎勵せしこと

### 五、品評會に關する施設

イ稻作及米穀に關する品評會

ロ蠶桑に關する品評會

ハ特産品の品評會

ニ日記帳記載品評會

### 六、驅除に關する施設

イ害虫驅除に關すること

ロ土龍驅除に關すること

### 七、村報發行に關する事

大正三年十月より月刊にて村報を發行し各戸に配布す。

地 主 會

沿革 地主小作者間の融和を圖り以て農業の進歩發展を期し、我が農村の福利を増進するには地主會を組織し、地主の覺醒を促すことの捷徑たるは、近時識者の一般に唱導する所なり。されば本村に於ても一部地主の先覺者は、之れが組織の必要を口にするものありき、たゞく本縣農會の主權にて、第一同地主懇談會を名古屋商會議所に關かるゝに當り、本村よりも一部の地主を出席せしめたり。是等の人々この會の必要を痛切に感じ、本村にも之が設立をなさんとて、一般地主に謀りしが何れも之に賛同せり、此に於て其の創設の準備に着手せしが種々の事情起り、設立の遲を見るに至らざりき。然るに本縣が米穀改良検査を實施せらるゝに當り茲に積年の宿志を發現して、本會の組織を見るに至りしなり。

會員 本會は本村内土地所有者にして、田畑八反歩以上を小作に付し、若しくは小作料貳拾俵以上を收納するものを以て組織す。目今會員數は九十餘名にして會員は一致共同よく會則及び總會の決議を遵守し、且役員の指揮に服従し、會員外の小地主も本會と同行動を執り、地主對小作の圓滿を圖れり

### 事業の概要

一、産米改良獎勵員を設置して米穀改良を圖ること

二、獎勵米の交付

三、小作表彰

四、小作米品評會

五、農事視察

葉栗蠶秀社組合 光明寺は葉栗郡の中央部に位し、木曾川の堤防に沿ひ、本堤外に三十八町歩の共有耕地を存し、古來該地に桑を植へ俗に堤外養蠶と言ひ傳へしも其の技術は極めて幼稚なりき、明治二十八年九月同志十名研究組合を設けて、教師を聘し研究したり。前後六年間に少からざる損害を蒙り解散の止むなき悲運に瀕したるが時の村農會長速水丹六氏の獎勵に感じ、一同其の目的を達せんことを誓ひたりき。同三

十六年春夏秋蠶共好成绩にて新加入者二十九名同三十七年社長の名義にて蠶種製造業を行ひ共同購入を始めた。同三十八年八月參百五拾八圓にて蠶種貯藏庫新築同年宮田民五郎社長、青井彌三郎副社長となり益々研究の結果茲に光明寺飼育方法を現出して、百餘名の一團となり。蠶種製造二千枚に及び、同四十年蠶種の販路に窮し損害七百餘圓之れを社債とし、役員及有力者にて引受け幸じて再び解散の厄を免れた。同四十三年負債全部償却此年より繭の共同販賣を始め大正三年貯藏庫を改築したり。大正四年度製造蠶種九千三百七十二枚、収入參千百餘圓、財産は器具の外運轉資金壹千貳百圓あり。

規約抄録

- 第三條 本組合は組合の事業として組長名義の下に蠶種製造業をなし其の利益金及第四條の収入を以て經營するものとす。
- 第四條 本組合へ加入を希望する人は申込書に金五圓を添附し組長へ差出すものとす
- 第十五條 組合員中非常の災害に會ひ又は蠶兒飼育上失敗を招きたるときは蠶兒の補救又義捐金をなす但災害の場合は一戸に付金壹圓以上とし蠶兒の補救は二眠起を限りとす
- 第十六條 本組合員にありては徳義上蠶種製造業の開始を許さず
- 第二十一條 本組合員は組合の製造に係る蠶種の外飼育することを徳義上許さず但第二十二條に依る時は此の限に非ず
- 第二十二條 本組合員は他の製造家の製造に係る蠶種を購入飼育せんとする場合前金にて蠶種一枚に付金五錢宛を義務金として會計へ納付するものとす
- 第二十三條 本組合員に於て自己の名義にて組合より蠶種を受取他へ相當價格にて賣却し其益金を得たる人は組合の義務を忘却すると同時組合員の權利を自己より消滅するものとす依て名簿を抹殺す。但此場合本人へ通知をなさず。

事業一覽表抄録

年次	組合員	蠶種製造高			収入金	支出金	差引額
		春	夏	秋			
明治二十八年	10名	—	—	—	50.00	50.00	—
同三十八年	100	37	64	30	77.30	77.30	損29.93
同四十二年	16	165	44	17	157.48	131.11	益26.37
大正元年	35	161	35	26	233.68	196.36	益37.32
同二年	28	261	—	31	347.91	296.82	益51.09

農産物表

(大正五年調)

種類	反別	産額	價格	種類	反別	産額	價格
米	三五一反	七五石	九、三四	大麥	三九反	三四六石	二〇七二圓
小麥	八〇〇	一〇〇〇	八四〇	裸麥	二〇	四四	二六四
粟	二〇〇	四四〇	一四〇〇	黍	一五〇	三〇〇	三〇〇〇
玉蜀黍	三〇	四〇	一六〇	菜種	一〇一	四〇一	三〇一〇
蠶豆	二〇	三〇	二七二	大豆	二〇	二四	八〇〇
大豆	一〇〇	八〇	八八〇	小根	二八	三〇	四二〇
大根	五三〇	七八〇、〇〇貫	一五、六〇〇	午勞	三〇	八〇〇貫	八八〇〇

蕪菁	一〇反	五、〇〇貫	二五圓	人參	一〇反	三、〇〇貫	一九八圓
薯蕷	八	一、六〇〇	四〇〇	葱	一三	六、五〇	七五
南瓜	三〇	六、三〇〇	九〇〇	西瓜	五〇	二、一〇〇	二、〇〇〇
葫瓜	六〇	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	甜瓜	五	五〇	五〇〇
胡苗	三	三〇〇	二四〇	越瓜	五	五〇〇	六〇〇
桑苗	三、三五〇本			大根切干	二九、一五貫		六、四七〇
澤庵漬	一〇、〇〇〇貫		一一、二〇〇				

種類	産額	價格				
春蠶	一、四〇六石	七七、四六二圓				
夏蠶	五三三	二二、二八四				
秋蠶	五〇一	三三、九七九				

第二節 工業

本村は農業地たると共に工業地と稱して可なり。是れ土地が其の原料に富めるに依るべし。殊に近來は所々に電氣或は蒸氣の力を利用し、機械工業を營むもの次第に起りて工業上一大進歩をなしつつあり。産出の主なるものは絹綿交織物綿織物麻織物類を初めとして酒機械罎等にして其の額年々約二十五萬圓以上に及ぶ。

生産物中最優位を占むる織物に關しては丹葉織物同業組合などの設けありて、製造の改良發展と販路の擴張とを期し、大に努めつあり。

【參照】

丹葉織物同業組規約事項

- 一、織物の意匠に關する内外の標本を蒐集し、組合員の參考に供すること
- 二、染織上の智識を普及せしむる方法を設くる事
- 三、内外展覽會、共進會等の出品上に關する事務を處理すること
- 四、商工視察員を内外に派遣する事
- 五、販路擴張の爲め、内外の樞要の地へ組合員の製品見本を陳列すること
- 六、組合業務上に關する統計を調製すること
- 七、検査所を設け、製品正否の検査を遂げ、一品毎に検査證印を押捺すること  
但し力織機械製品にして、検査上相當の設備をなし、一時に多數の検査を受ける者に対しては、製品検査上特別の取扱を爲すことを得
- 八、織物陳列場を設くること
- 九、織物上に關し効績顯著なるものを表彰すること
- 一〇、織物又は染色上、新規發明の技術者に對し、相當の保護を與ふること
- 一一、機業雜誌を發行すること
- 一二、組合業務上の利害得失に關する事項は官廳に請又は建議すること

工業産額表

(大正五年調)

種別	數量
絹織物	四七九五二反
綿織物	七二八九三反
麻織物	三〇反
酒類	二〇〇石

### 第三節 林業

本村は平野沃田多き地なれば林業は振はず、山林の總面積は約十七町二段一畝九步五合、其の産額約千七百圓に過ぎず。而して杉松雜木等の天然林なり。

### 第四節 鑛業

本村は概ね木曾川の沖積層より成り、有用鑛物の見るべきものなし。

### 第五節 蓄産業

牧畜業は土地の状況と舊來の習慣とにより未だ發達の域に進まず、牛馬の飼養は僅かに三十頭内外にして多くは運搬用なる有様なり。然れども養雞は從來比較的盛にして副業中産額の多きもの、一に數へられ最近村内に於て飼養數、約五千羽に及び産卵數約六万顆其の價格約壹萬圓に上れり。

### 第六節 商業

本村は純粹の農業地なれば商業盛ならず、村内農家八百九十九戸に對し商家四十四戸を有するのみ。

## 第九章 經濟

### 産業組合

#### 葉栗信用購買販賣組合

##### 一設立の沿革

明治三十八年四月二十六日の設立にして舊村大田島全村を以て組合區域と定めたりしが翌明治三十九年佐千原村光明寺村を併せ葉栗村を成すに至りしより組合區域も自然擴張せられ全村を以て其の區域となすに至れり。

設立當時村勢は時勢の進連に伴ひ公私各般の施設益々加はると共に各自の負担も年毎に増し殊に諸物價の騰貴は中産以下多數の農民を生活難に陥らしめたり。是に於てか産業の改良及收入増加の途を講ずること愈々切なりと雖進んで之が實行を企つるものなく又金融機關の備はらざるが爲め偶々農産の豊饒にて收入ありとも浪費し易く一方には必要なる事業に對し資金の低利借入の途なく加ふるに肥料及一般日用品の購入には不便不利にして村民の經濟狀態次第に不良に陥り村民の負債は次第に嵩み祖先傳來の土地を他町村の者に賣却するの止むを得ざるに至れり。此に於て村内有志青井重、野々垣傳次郎、岩田譽、今井銃一郎等鳩首協議し講究したる結果本村の現状に鑑み産業組合設立を以て適切且つ捷徑なりとせり。爾來幾多の考究を重ね明治三十八年四月に至り七十六名の賛成を得茲に大田島購買組合を創立せり。翌年五月町村併合と共に區域を葉栗村一圓に擴め新に信用組合を兼ね尙大正五年二月販賣組合を兼營すること、し以て今日に及べり。

### 二事業の經營

設立當時に於ては購買事業のみを営み其の取扱物品も肥料其他日用品數種に制限し賣却數量の單位にも制限を附したりしが事業第三年度に至りて賣却數量の制限を解くと共に信用事業を兼ね大正五年二月販賣部を兼營する認可を得たり。

一、信用事業

△貯金 組合の資力を充實し組合員の經濟の鞏固を計る爲め組合は力めて貯金を奨勵したるの結果組合員も亦大に之に留意し漸次貯金の増額を見るに至れり。當組合に於ては普通貯金の外成申證書の煥發せらるゝに當り明治四十二年一月之が紀念として据置貯金を創始したり。又組合員をして納付義務の完了を期せしめんが爲め役場に納附すべき租税諸掛の準備貯金を行ふ事を實行したるに其成績佳良なり。

△貸付 貸付は信用程度を標準とし無擔保貸付有擔保貸付の二種とす其用途は土地及肥料の購入家畜買入、土地改良、舊債償還其他蠶業工業商業用資金等なり組合は年七朱以内の低歩にて長期無擔保の貸付に應ずる結果農家の享受する利益は甚大なり。

一、購買事業

購買物品は産業用品としては肥料、農蠶具、木炭、種苗等にして其の中肥料を主とし適當の時機に於て各組合員の注文を取纏めて購入し廉價を以て各自に配付す、代金仕拂は其困難なるものに對しては極めて低歩の利率を附して延納を許容す。又生計用品としては石油、醬油、薪、炭、酒類其他十有餘種を購買す。而して本村民は從來肥料は勿論日用品と雖多くは年二回(正月及盆)に其代金を支拂ふ慣習なりしを以て之に伴隨する弊害尠からざりしが本組合は肥料を除く外總べて現金賣を履行せしに好成績を得たり。

一、販賣事業

米麥爾を始め農産製造品を共同販賣の目的を以て大正五年二月より販賣部を兼營すること、せしが目下は倉庫の建築中にて未だ其れが實施を見ること能はず。

一、其他

組合員にして死亡したる者の爲に明治四十四年三月二十四日を第一回として毎年一回追悼會を行ひ大正二年度より敬老會をも併せ催すこと、せり。又組合員各家に金錢出納帳を配布し經濟思想を養成し或は記念品、記念樹等を分配する等のことを行ふ。

三、組合事業の狀況

本組合十二ヶ年度間に於ける経過を見るときは顯著なる發達を示し殊に近年農村經濟界の不振なるにも拘はらず尙ほ其の影響を蒙ること少く良好の成績を示したるは組合の基礎の鞏固にして理事の施設經營宜しきを得たると共に組合員の能く組合的精神を了解し組合を利用せるに基くものなるべし。されば表彰として明治四十三年九月本郡農會より、同四十三年關西府縣聯合會より二等賞銀牌、同四十三年産業組合中央會々頭より、明治四十四年同愛知支會、大正三年愛知縣知事より、大正四年五月更に産業組合中央會より特別に表彰せられ金貳百五十拾圓を受領したる等あり。又明治四十四年十一月産業組合中央會々頭平田子爵を始め縣下は勿論遠くは臺灣朝鮮等より視察に来るもの次第に多くなり益々名聲を博しつゝあり。

組合事業成績表

組合員數	拂込 出資額	準備金	特 積立金	貯 金 (年度末)	貸 附金 (年度末)	購 買品 賣却高	剩 餘金
第一年度	二六	四一〇,〇〇〇	二四,五〇〇	—	—	三,七九,〇〇〇	一九,〇〇〇
第二年度	二五	八七三,〇〇〇	五〇,七〇〇	—	—	六,〇五六,〇〇〇	二五,〇〇〇
第三年度	二五	一,五八九,〇〇〇	一七,一〇〇〇	—	—	一〇,一四一,〇〇〇	二五,〇〇〇
第四年度	二四	二,三七四,〇〇〇	二七,八〇〇	—	—	一〇,九一八,〇〇〇	六八〇,〇〇〇

第五年度	三三八	四、二七六、〇〇〇	八四五、〇〇〇	五二八、〇〇〇	二六、〇七六、〇〇〇	一九、九二六、〇〇〇	二、二七一、〇〇〇	五八八、〇〇〇
第六年度	三九一	五、四〇四、〇〇〇	一、一七五、〇〇〇	七四、〇〇〇	三三、六〇四、〇〇〇	三、五三七、〇〇〇	一九、五三三、〇〇〇	九〇一、〇〇〇
第七年度	四三九	六、一八八、〇〇〇	一、八九六、〇〇〇	一、〇七三、〇〇〇	四九、五五五、〇〇〇	四六、三六八、〇〇〇	一八、〇七六、〇〇〇	一、四三八、〇〇〇
第八年度	五〇六	七、六四二、〇〇〇	三、一六三、〇〇〇	一、七九四、〇〇〇	六九、七三九、〇〇〇	六八、八四五、〇〇〇	二四、二九三、〇〇〇	二、六一、〇〇〇
第九年度	五〇〇	八、七〇五、〇〇〇	四、〇四〇、〇〇〇	二、九八三、〇〇〇	八八、〇四六、〇〇〇	七九、三二七、〇〇〇	二五、六九七、〇〇〇	二、四五、〇〇〇
第十年度	五八四	九、五八八、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇	三、三八四、〇〇〇	九九、三三三、〇〇〇	九二、八三三、〇〇〇	一五、七七七、〇〇〇	二、六五三、〇〇〇
第十一年度	六〇四	一〇、六七六、〇〇〇	八、三八七、〇〇〇	四、一四四、〇〇〇	一一、三三六、〇〇〇	一〇、九八六、〇〇〇	三〇、六八六、〇〇〇	三、四八四、〇〇〇
第十二年度	六四四	一〇、六七六、〇〇〇	八、三八七、〇〇〇	四、一四四、〇〇〇	一四、七〇八、〇〇〇	一〇、一三〇、〇〇〇	三一、一八九、〇〇〇	三、六八、〇〇〇
第十三年度	五八六	一一、一〇九、〇〇〇	一〇、八〇八、〇〇〇	四、九八六、〇〇〇	一四、七〇八、〇〇〇	一〇、一三〇、〇〇〇	三一、一八九、〇〇〇	三、六八、〇〇〇

一國 租 稅 (大正五年度)

地 租	所 得 稅	營 業 稅	其 他 諸 稅	計
二、七三、八〇五	一、三四、四九〇	一、〇一、九〇五	二八、七五〇	一五、三四、〇九五

二縣 稅 (大正五年度)

地 租 割	營 業 稅	雜 種 稅	戶 數 割	附 營 業 稅	所 得 稅	計
四、五、八〇〇	三、三、九五〇	九八、五〇〇	六、八、一〇〇	二、七、一〇〇	三、三、一〇〇	六、四、五、〇四〇

三村 稅

地 租 附 加 稅	營 業 稅 附 加 稅	縣 稅 附 加 稅	雜 種 稅 附 加 稅	戶 數 割 附 加 稅	所 得 稅 附 加 稅	特 別 稅 段 別 割	月 稅	隨 時 稅	計
一、五、七、一五〇	二、三、四、二〇〇	一〇、一、〇〇〇	二、五、七、九〇〇	三、六、三、四二〇	二、四、五、五〇〇	六、八、四、四〇〇	四、四、九〇〇	三、五、一、四〇〇	七、八、八、一〇〇

(大正六年度)

歲 入

地 租 附 加 稅	國 稅 附 加 稅	營 業 稅 附 加 稅	所 得 稅 附 加 稅	賣 藥 營 業 稅 附 加 稅	戶 數 割 附 加 稅	縣 稅 附 加 稅	縣 稅 附 加 稅	特 別 稅 反 別 稅	其 他 收 入	計
一、五、五、四〇〇	二、七、四、〇〇〇	二、八、三、〇〇〇	一、一、〇〇〇	五、〇、〇〇〇	一〇、六、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	六、二、九、三〇〇	二、〇、三、一八〇	一〇、一、〇、七、〇〇〇	

歲 出

役 場 費	會 議 費	土 木 費	小 學 校 費	補 習 學 校 費	學 事 諸 費	傳 染 病 隔 離 費	病 舍 費	勸 業 諸 費	救 助 費	基 本 財 產 造 成 費
一、九、五、〇〇〇	一、一、四、〇〇〇	一、三、〇、〇〇〇	六、一、〇〇〇	一〇、九、〇〇〇	五、〇、〇〇〇	一〇、八、〇〇〇	五、六、〇〇〇	七、五、〇〇〇	一、九、〇〇〇	二、五、〇、〇〇〇

經 常 費 臨 時 費

諸 稅 及 負 担	財 產 費	神 社 費	雜 支 出	豫 備 費	計	補 助 費	土 木 費	計	總 計
一、三、五、〇〇〇	二、〇〇〇	六、一、〇〇〇	九、七、〇〇〇	六、五、〇〇〇	一〇、〇、七、〇〇〇	六、〇、〇〇〇	一〇、〇、〇〇〇	七、〇、〇〇〇	一〇、一、〇、七、〇〇〇

大正五年十二月末日調

財 產				村 有 財 產		公 債 證 書		積 立 金	
士 地	別 價 格	建 坪 價 格	建 坪 價 格	建 坪 價 格	建 坪 價 格	建 坪 價 格	建 坪 價 格	建 坪 價 格	建 坪 價 格
一、八〇九	八二四三五	五三、五五二	一三、三七八〇	二、五一〇	四八七、二〇三				

大 字 有 財 產									
土 地 (田畑雜地)			宅 地			建 物			
段 別 價 格	坪 價 格	坪 數	坪 價 格	坪 數	坪 價 格	坪 數	坪 價 格	坪 數	坪 價 格
一〇、五二五	四、七四七五	三二四坪	六四八坪	九、九五	二、四七、四五				

### 第十章 教 育

#### 第一節 學 校

一、學制發布以前の教育  
 我が邦置縣以前に於て、民間の子弟が不完全ながらも、多少教育の恩恵に浴せしは所謂寺小屋教育なりき。この地方にても之等寺小屋教育の任に當りし教師に神官あり、僧侶あり、若くは民間の有志ありて何れも手

習を正科として、讀方、作文などを兼ね授けたり。而して算盤は別に農閑の夜分などを利用して、村のその技に長けたるものより、一と通り加減乗除を授かりしなり。その教授法の拙なる開明の今日より見れば誠に採るに足るものなしと雖も、師弟の情誼厚くして、師道の確立せしこと、遠く今日の及ぶ所にあらず。寺院富家等の子弟にして之等の寺子屋教育を了へ、尙進んで丹羽郡丹羽村の有隣塾へ通學し専ら經書の研鑽に用めたるものもありき。

#### 二、本村合併以前の學校沿革

明治五年八月、初めて學制を制定せらるゝや、本村も其筋の獎勵により、翌六年より或は寺院を借り、或は民家を代用して、小學校創設せられたり。當時光明寺、更屋敷、田所、笹野、杉山の諸村は光明寺學校の前身なる笹野の求心學校に、大毛、高田、島村の三ヶ村は島村の大江學校の前身なる立昌學校へ通學し、又富塚は本郡淺井町の東淺井學校に、佐千原は中島郡一宮町の小島分校に通學せり。後ち明治二十年頃學校組合變更せられ島村の大江學校廢止となり、大毛以北の諸村は光明寺學校に、島以南の諸村は富塚の東淺井學校分校へ通學することとなり。明治二十四年從來の十ヶ村は併合して佐千原、大田島、光明寺の三ヶ村と成り、翌二十五年佐千原、大田島、光明寺の三校に變更せられ以て本村合併當時に及べり。又明治十三年頃より島村に高等小學校創立せられたれば本村は其の通學に便なるを以て尋常科卒業後高等小學の課程を修むる者漸次増加したり。今左に之等の學校沿革の概略を述べん。

#### イ 光明寺尋常小學校

明治六年三月二日光明寺、更屋敷、田所、笹野、極樂寺、及び杉山の六ヶ村組合となり、笹野妙光寺に小學校を創設し校名を第二大學區第四番中學區内第五十二番求心學校と命名す。同年九月尾藤功本校教員に新任せらる。明治九年六月二日縣達により校名を宮西學校と改稱す。明治十四年一月四日光明寺學校と改稱す。明治十四年十一月二日光明寺村に新築の校舍落成せしかば移轉せり。明治十六年十一月廿四日文部省より獎勵品授與

せらる。明治十九年五月尋常小學光明寺學校と改稱せらる。明治二十年四月一日更屋敷村を北方學校に大毛村を光明寺學校に組合替となる。明治廿三年九月一日更屋敷村を更に光明寺學校に組合替となる。明治廿四年二月廿三日、勅語謄本を下附せらる。同年十月廿八日大地震にて校舍全潰す。同年十二月十五日光明寺村豊田範次郎宅を借入れ授業をなす。明治廿五年七月光明寺尋常小學校と改稱せられ引續いて尾藤功訓導に任せらる。而して大毛、杉山は大田島尋常小學校へ組替となる。同年十二月十九日震災被害地小學校設備補助費として、光明寺村へ金四百貳拾六圓貳錢七厘下附せらる。明治廿七年五月十七日新築校舍落成移轉す。明治廿八年四月廿五日、而陛下御眞影下賜せらる。明治卅四年二月七日尾頭壯之亮より基本財産として公債百圓券を寄附す。明治卅九年五月十日町村合併の結果葉栗村の管理となれり。同年十一月三十日廢校となる。

(ロ) 大江 學校

明治六年創立、初め立昌學校と稱し、後に大江學校と改稱せり。最初島村東林寺の一部を借りて假校舍に充て後ちその西隣の地を相して新築移轉せり。通學區域は大毛、高田、島村の三ヶ村にして主席教員に幡野讓作、大久保操などありき。明治二十年三月廢校となりて兒童の一部は富塚の東淺井學校分校に、一部は光明寺學校に收容することゝなれり。

(ハ) 大田島尋常小學校

明治廿五年七月四日大田島村立として大字大毛に創設せらる。同日鷲津彌太郎訓導に任せらる、當時の學級編成は二學級なりき。明治廿六年四月廿六日三學級に變更せり。同年十二月七日教育に關する勅語謄本を下附せらる。明治二十七年十二月十九日而陛下御眞影を拜戴す。明治三十一年七月一日増築校舍竣工す。明治三十三年七月十日岩田儀藏校長に任せらる。同年十二月卅一日現在の在籍兒童百七十三人なりき。明治三十五年四月一日學級を四學級に編成す。明治三十六年一月二十日校舍移築の村會決議成り七月廿八日工事竣成移轉す。同年十二月廿一日設備佳良の廉を以て愛知縣より教授用品購求費として金四拾圓授賞せらる。明治

卅九年度の教育費豫算總數七百參拾五圓五拾四錢六厘なりき。明治卅九年五月十日町村合併の結果葉栗村の管理に移され。同年十一月三十日廢校となる。

(ニ) 佐千原尋常小學校

明治廿一年より東淺井學校分校として富塚村に學校を創立。大久保操訓導として赴任し富塚、佐千原、高田島村の四ヶ村の兒童を收容す。明治二十五年八月町村合併の結果東淺井學校分校は廢止せられ佐千原村立として、佐千原尋常小學校創設せられたり。當時の訓導は城高光にして二學級編成なりき。明治二十四年二月十三日教育勅語下賜せらる。明治二十八年而陛下御眞影を拜戴す。明治三十年主席教員准訓導白木市太郎に交送せり。明治卅二年六月廿八日日本多善民校長に任せらる。明治三十九年四月三十日校長酒井鷹三郎に交送せり。同年五月十日葉栗村の管理に移され同年十一月三十日廢校となる。

(ホ) 葉栗高等小學校

初めて學制を頒布せられし當時文部省より各學校に對し小學校補助費を交付せられたるを以て、縣廳は之を各郡公立小學校に分割交付したるに、丹羽葉栗郡役所に於ては兩郡の協議に基き公立小學校に交付すること止め、該金を蓄積し之を基本として明治十三年十月丹羽葉栗郡第一番高等小學校を大山に第二番を布袋野に第三番を島村に設置したるを嚆矢とし、爾來該蓄積金を以て繼續維持せり。明治十七年十月丹羽葉栗郡養學校と改稱し此の時より學校經費を兩郡の戸數に賦課徴收せり。この前後に於ける主なる教員は櫻井義道、森信義、山田米三郎等ありき。明治二十年四月涵養學校の名稱を廢し更に丹羽葉栗郡第一高等小學校を布袋野に第二を大山に第三を島村に設置せり。明治二十二年四月一日三校合併して、丹羽葉栗郡高等小學校を布袋野に第二を大山に第三を島村に設置せり。位置は元大江學校跡にて、校舍は同校舊校舍を襲用せり。第二分校當時の主席訓導は加藤悟堂、吉田芳之助、水野浩の三名順次任命せられたり、明治廿四年十月廿八日尾濃大震災、校舍悉皆顛覆せり。同年十二月一日震災后假校舍として兼松萬兵衛家を借り、授業を開始せり。

明治廿五年一月廿六日千田本縣知事巡視せらる。同年二月二日勅使東園侍從御臨校震災後教育の實況訊問せらる。之より先き明治廿四年四月郡制實施の結果兩郡行政區劃を分割したるにづき、學校組合分離の議起り全年九月を限り全く該組合を解散し財産處分を結了せり。尋て本部十四ヶ町村學校組合會を組織し、其管理を葉栗郡長に委任し十月一日を以て葉栗高等小學校の開校を見るに至れり。當時學級數三、在籍生徒總數男九十四人女六人にして校長は水野浩引續き任せらる。明治廿六年十一月三日、兩陛下御眞影を拜戴せり。明治廿七年度より學級を四學級に同廿八年度より五學級に同廿九年度より六學級に順次増加せり。明治二十九年三月校長出戸榮松に交迭せり。明治三十年に至り在籍生徒男三百二十四人女四十六人に増加したるを以て七學級に編制せり。之れより先き校舍勦築の議成り、本年に至りて漸く完成を告げたり。同年六月校長松田信之に交迭せり。明治三十一年に至り郡の東西兩端遠隔の部落にては通學不便を唱へ分離若くは分教場設置を希望して止まざりしかば、組合會に於ては反覆審議の上竟に明治三十二年四月より分教場を村久野、黒田の二ヶ所に設置せしが爾后僅に一年にして廢校の運命を見るに至れり。

(ハ) 中部高等小學校

中部高等小學校は明治三十三年四月一日大田島、佐千原、光明寺、淺井、瑞穂の五ヶ村聯合して、學校組合を設け大字島村に元葉栗高等小學校々舎を引繼ぎ設立せられ、主席訓導前田銃造以下職員六名任命せらる。當時學級數五、在籍生徒數二百四十七人なりき。同年十月七日前田銃造校長に兼任せらる。同年十一月三日兩陛下御眞影を拜戴せり。明治三十八年五月十日町村合併實施につき從來の學校組合は自然解散せしも翌年一月までは依然存續して職員等には何等の變動なかりき。然るに十日に至り存續中の職員は、葉栗、淺井、一町一ヶ村組合立、中部高等小學校職員として新に任命せられたり。明治四十年四月十日校長加藤健三郎に交迭、尋で明治四十一年七月卅一日村上進一に交迭せり。明治四十二年三月廿五日義務教育延長の結果本學生徒減少に付四十一年度限り組合解散に議決せられ廢校となれり。

三、本村合併後の學校沿革

明治三十九年五月十日舊佐千原、大田島、光明寺の三ヶ村合併して葉栗村となりしも以前の佐千原、大田島光明寺の三尋常小學校は依然存續せり。然るに同年十一月三十日限り右の三校は廢止となりて翌日、南、中北の三尋常小學校創設せられたり。されど南尋常小學校は佐千原尋常小學校を、中尋常小學校は大田島尋常小學校を、又北尋常小學校は光明寺尋常小學校を改稱せしまでにて、その内容には別段の變動もなかりき。越えて明治四十二年三月三十一日に至り右の三校は廢止せられ且つ從來本村及淺井町の組合立なりし中部高等小學校亦廢校となりて、翌一日本村立として葉栗南尋常高等及び葉栗北尋常の二校創設せられたり。而して葉栗南尋常高等小學校は元中部高等小學校の舊校舍を葉栗北尋常小學校は元北尋常小學校の舊校舍を襲用し以て何れも尋常科第四學年以下の兒童を收容し又元、中尋常小學校の校舍を兩校の仮教場として、尋常五年以上の兒童を收容して授業を開始せり。後ち村會に於て更に學校合併問題起り慎重審議の結果、竟に明治四十四年二月一日、現今の葉栗尋常高等小學校の一校となれり。

(イ) 南尋常小學校

明治三十九年十二月一日創立、舊佐千原尋常小學々校舍を流用す。當時の校長は酒井鷹三郎にして、大字佐千原、富塚の兒童通學す。明治四十年五月廿五日唱歌科の加設認可。同年九月六日陸軍大臣より明治三十七八年戰役戰利品頒布。明治四十二年三月三十一日廢校となる。

(ロ) 中尋常小學校

明治三十九年十二月一日創立。舊大田島尋常小學校々舎を流用す。同日岩田儀藏校長に任命、通學區域は島村、高田、大毛及び杉山の四大字なり。當時在籍兒童數二百三十三人なりき。明治四十年五月廿五日唱歌科加設認可、同年九月六日陸軍大臣より明治三十七八年戰役戰利品を頒布、明治四十二年三月卅一日廢校とな

(ハ) 北尋常小學校

明治三十九年十二月一日創立。尾藤功校長に任命せらる、通學區域は笹野、光明寺、田所、更屋敷の四大字なりき。明治四十年九月六日陸軍大臣より明治三十七八年戰役戦利品下附、明治四十二年三十一日廢校となる。

(ニ) 葉栗南尋常高等小學校

明治四十二年四月一日創立。同日校長岩田儀藏外職員八名任命せらる。本校は元、中部高等小學校々舎を襲用し四年以下五學級の児童を收容、又假教場は元、中尋常小學校々舎を流用して五年以上三學級の児童を收容す。同日附を以て高等科併置の件認可。同年四月十二日附を以て農業科加設の件認可。同年四月末日現在によれば學級數八、職員數九名、在籍兒童總數尋常科四百二十人高等科四十二人なりき。同年九月二十七日三浦第一師範學長及石川縣視學巡視。明治四十三年三月廿四日第一回卒業証書授與式舉行、卒業生尋常科四十四人、高等科十六人なりき、明治四十四年一月三十一日廢校となる。

(ホ) 葉栗北尋常小學校

明治四十二年四月一日創立。同日校長尾藤功外職員四名任命せらる、本校は元、北尋常小學校々舎を襲用し四年以下四學級の児童を收容。又假教場は元、中尋常小學校々舎の一部を假用して五年一學級の児童を收容す。當時在籍兒童數二百九十八人なりき。同年十一月校長速水政五郎に交迭。明治四十四年一月三十一日廢校となる。

(ヘ) 葉栗尋常高等小學校

明治四十四年二月一日從來の葉栗南尋常高等、及葉栗北尋常の二校廢止となり、葉栗尋常高等小學校創設。校地を大字大毛字南出に指定せられたり。同日校長岩田儀藏外職員拾四名新に任命せらる。當時學級數尋常

科十二、高等科一、在籍兒童總數七百五十七人なりき。校舎は本校は元、中尋常小學校々舎を南假教場は元中部高等小學校々舎を、北假教場は元、北尋常小學校々舎を襲用せり。本校には尋常科五學年以上六學級を南北假教場には各四學年以下四學級宛を收容せり。同年二月六日舊葉栗北尋常小學校に奉戴しつゝありし御眞影を其筋へ奉還せり。同年二月二十日高等科併置認可せらる。同年三月廿三日第一回卒業証書授與式を行ふ。卒業生高等科十七人、尋常科八十一人なりき。

明治四十四年四月一日入學式を舉行し尋常科第一學年に百三十一人を收容せり。同年四月三十日現在によれば學級數は尋常科十二高等科一職員數十五名在籍兒童總數八百二十人なりき。同年十月三十日第一回一坪農業品評會賞品授與式を舉行せり。同年十一月八日三日間の日程にて高等科男生をして京都地方に修學旅行せしむ。明治四十五年三月二十二日第二回卒業証書授與式を行ふ卒業生尋常科百〇一人高等科二十一人なりき。同年三月三十日東二教室新築落成せり。

明治四十五年四月一日入學式を舉行し尋常科第一學年に百二十二人を收容せり。同年四月二十五日より三日間を期し高等科生をして伊勢大神宮參拜の目的を以て宇治山田地方へ修學旅行せしむ。同年四月末日現在によれば學級數尋常科十二高等科二職員數十五名在籍兒童數八百二十六人なりき。大正元年七月三十日明治天皇崩御に就き奉悼式を行ふ。同年九月十三日明治天皇御大葬儀遙拜式を行ひ、翌十四日御靈柩を木曾川驛に奉送申し上げたり。同年九月廿三日暴風雨の爲め本校舊校舎四教室倒潰せり。然るに御眞影及勅語騰本の安泰なることを得たるは不幸中の幸といふべし。同年九月廿五日より當分高等科男女併し南假教場に移し男女五六年を隔日交代に二部教授をなして一時の急に應せり。同年十月一日より尋常科第五學年を男女混合學級とし地方別にして一時兩假教場へ移すこととせり。大正二年三月廿二日第三回卒業証書授與式舉行せり、卒業生高料二十四人尋常科百〇四人なりき。同年三月卅一日倒潰校舎復舊工事落成せり。教室數四なり。

大正二年四月一日入學式を行ひ尋常科第一學年に百十七人收容せり、同年四月末日現在によれば學級數は尋

常科十二高等科二職員數十六人在籍兒童數七百八十人なりき。大正三年三月廿三日第四回卒業証書授與式を行ふ卒業生高等科二十九人尋常科百〇七人なりき。

大正三年四月一日入學式を行ひ尋常科第一學年に百卅二人を收容せり。同年四月十三日昭憲皇太后奉悼式を行ふ同年四月末日に於ける學級數は尋常科十二高等科二職員數十五名在籍兒童數七百八十一人なりき。同年五月廿四日昭憲皇太后大葬儀遙拜式を行ひ、翌廿五日御靈柩を木曾川驛に奉送申し上げたり。同年九月十日郷社坂手神社に於て日獨宣戰奉告祭執行せられしにつき兒童をして參拜せしむ。同年十月十日職員兒童一同より金四圓八錢を乃木會に寄附せり。同年十一月九日青島陷落祝のため全校職員兒童本村内各神社に巡拜せり。大正四年三月十五日より三日間高科生をして伊勢宇治山田地方へ修學旅行せしむ。同年三月廿三日第五回卒業証書授與式を舉行せり、卒業生高等科三十人尋常科百〇六人なりき。

大正四年四月一日入學式を行ひ尋常科第一學年に四百十三人收容せり。同年四月卅日現在によれば學級數尋常科十二高等科二職員數十五人在籍兒童數八百一十一人なりき。同年十月二十九日今上天皇陛下御眞影を拜戴せり。同年十一月十日今上天皇陛下即位の大禮を行はせらるゝにつき午后一時より校庭にて奉祝式を舉行せり。同年十二月十八日より三日間高等科兒童及尋五六の有志兒童をして御大禮御儀跡拜觀のため京都地方へ修學旅行せしむ。大正五年二月十日守屋視學官巡視せらる。同年三月廿三日第六回卒業証書授與式を舉行せり。卒業生高等科三十四人尋常科百十三人なりき。

大正五年四月一日入學式を行ひ尋常科第一學年に百二十一人收容せり。同年四月末日現在によれば學級數尋常科十二高等科二職員數十五人在籍兒童數八百〇五人なりき。同年五月十五日山松本縣女子師範學校を巡視せらる。同年六月三日明治神宮外苑建設費の内へ職員兒童より金拾貳圓貳拾四錢獻金せり。同年六月九日西村内務部長板津縣視學巡視せらる。同年七月十五日堀江新郡長巡視せらる。同年九月二日第一回二蛾養蠶品評會賞品授與式を舉行せり。同年十月廿八日皇后陛下御眞影を拜戴せり。同年十一月三日立太子禮奉祝式

を舉行せり。同年十一月十四日より初めて秋季に於ける兒童の身体検査を行ふ。同年十二月十三日第一回小運動會を行ひ優勝學級へ優勝旗を授與することせり。大正六年三月二十四日第七回卒業証書授與式を舉行せり卒業生尋常科九十六人高等科二十八人なりき。

大正六年四月二日入學式を行ひ尋常科第一學年に百四十三人を收容せり。同年四月末日現在によれば學級數尋常科十二高等科二職員數十五名在籍兒童數八百四十五人なりき。同年五月廿一日白耳義國兒童救済の目的を以て職員兒童金拾壹圓四拾七錢義捐せり。

(ト) 葉粟實業補習學校

明治四拾五年三月廿七日附を以て本縣知事より本村立實業補習學校創立に關する件認可せられたり。同年四月三日附を以て校長岩田儀藏外訓導四名新任せらる。同年四月十八日開校式を舉行せり。大正元年九月十三日明治天皇御大葬儀を行ふ。大正二年三月廿四日修業式を行ふ、修業生百八人なりき。

大正二年四月一日始業式を行ふ、大正三年三月廿四日終業式を行ふ、修業兒童百十人なりき、

大正三年四月一日始業式を行ふ。同年五月廿四日昭憲皇太后御大葬儀遙拜式を行ふ。大正四年三月廿四日第一回修了證書授與式を行ふ。修了生廿一人なりき。

大正四年四月五日始業式を行ふ。大正五年三月廿四日第二回修了證書授與式を行ふ。修了生五人なりき。

大正五年四月五日始業式を行ふ。同年十一月三日立太子禮奉祝式を舉行せり。大正六年三月廿三日第三回修了證書授與式を行ふ。修了生十四人なりき。

大正六年四月七日始業式を行ふ。同年四月末日現在によれば學級數四、職員數六、生徒總數九十六人なりき。同年五月十九日附を以て學則一部變更の件本縣知事より認可せられたり。

【參 照】

本村小學校に拾ヶ年以上在職教員調

(大正六年六月現在)

年 月	數	職 名	氏 名	備 考
自明治六年五月 至大正二年三月	卅八年六月	元葉栗北尋常小學校長	尾藤 功	一年六ヶ月中絶
自明治廿八年六月 至 現 今	廿二年一ヶ月	葉栗尋常高等小學校長	岩田 儀藏	
自明治卅一年四月 至 現 今	拾八年三ヶ月	全校訓導	岩田 順市郎	一ヶ年中絶
自明治卅九年四月 至 現 今	十一年三ヶ月	全	酒井 鷹三郎	
自明治四十年四月 至大正六年十二月	十 年	元葉栗尋常高等小學校 訓導	澤井 傳三郎	

●葉栗尋常小學校累年就學歩合比較表

(年度)	(男)	(女)
明治四十四年	九六、九二	九〇、六〇
明治四十五年 (大正元年)	九七、六九	九三、三九
大正 二年	九七、四五	九三、八九
大正 三年	九八、四五	九二、七九
大正 四年	九八、四二	九二、一四
大正 五年	九九、三九	九六、四四
大正 六年	九九、八〇	九八、九二

●同校累年出席歩合比較表

尋常科ノ分	(男)	(女)	(計)
明治四十四年	九三、八三	八八、三三	九一、三〇九
大正 元年	九四、九八	八七、五五	九一、三五
大正 二年	九五、一四	八六、三六	九一、二八
大正 三年	九五、二六	九〇、三〇	九二、九七
大正 四年	九五、九〇	九一、八九	九四、〇一
大正 五年	九六、〇一	九三、〇三	九四、五九

高等科ノ分

(年度)	(男)	(女)	(計)
明治四十四年	九一、九五	九四、五〇	九二、七三
大正 元年	九二、一五	九四、〇一	九三、二五
大正 二年	九五、一七	九三、二四	九四、七七
大正 三年	九四、九二	九七、一六	九五、三四
大正 四年	九四、三〇	九六、二二	九四、八九
大正 五年	九三、六一	九六、二六	九四、二六

第一節 青年會

一、名稱及所在地

イ 名稱 葉栗村青年會

ロ 所在地 葉栗村大字大毛字南出治參番地

一、創立前に於ける沿革の概要

明治卅三年大字高田岩田譽、岩田心齋、岩田儀藏の三人發起となり高田青年夜學會を創設し専ら同大字青年風儀の改訂及學藝の進歩を圖れり。これ本村にて今日迄繼續する青年團休中最も古き歴史を有するものなり。此の以前其他の大字に於ても青年夜學會の開設せられしことあれども何れも中絶して其の功績充分ならざりき。

明治卅五年大字杉山今井銃一郎専ら主唱者となり杉山青年夜學會を創設し大に全字の青年教育に盡瘁せり又其頃大字大毛小松寺住職森善瑞卒先して大字大毛及島村の二大字に青年夜學會を起し大に青年教育に貢獻するところ多かりき。

明治卅七年岩田譽大田島村長となるや、前記四大字は皆其治下なるを以て時の小學校長岩田儀藏と圖り更に名稱を大田島青年會と改め尋常小學校を夜學會場に當て主として青年の夜學を奨勵せり當時教授の任に當りしは前記の二人と助役今井銃一郎、訓導岩田順市郎との四人なりき。

明治卅九年五月十日町村廢合の結果葉栗村新に成るや、村長岩田譽、北尋常小學校長尾藤功、中尋常小學校長岩田儀藏、南尋常小學校長酒井鷹二郎の四人擬議斡旋の結果本會の創設を見るに至れり。之實に明治四十年四月十四日なり。

一、創立後に於ける沿革

本會組織當時は舊村各一個つつの小學校ありしを以て村の區域に依り一の青年會を創設し小學校區域に支會を置き各大字或は其の部落に分區を置けり。其後明治四十二年本村の尋常小學校の校數及位置變更し二校制となりしかば三支會を二支會とし、明治四十四年本村小學校制度變じて一校となり、茲に小學校區域

の支會を廢し、各大字及其部落の分區たる名稱を改めて支會となし、夜學及農閑の時期を利用し専ら農業的補習教育を施せり。然るに本村に於て明治四拾五年四月より實業補習學校を設置し尋常小學校又は高等小學校卒業後廿一歳まで收容せらるゝに至り、青年夜學會は自然廢せられたり。

一、組織及維持の方法

(1) 組織 滿拾四歳以上廿五歳以下の男子にして學籍にあらざるものは皆會員たるべき義務を有し會員の義務を終へたるものは賛助會員となす、

支會を各大字に置き其活動は全く支會の自治に任せり、會長には村長副會長には小學校長之に當り會の統一を圖る。支會長は當該支會の名望家之に當り評議員と計り支會一切の事務を掌る。

(2) 維持の方法 臨時及通常經費維持の方法は各支會の負擔に任せれば一定せざれども多くは會員の自治によりて維持し會費を徵收する支會は現今一ヶ所も無くその方法は凡そ次の如し。

イ 共同小作

ロ 道路修繕或は神社祭祀に關する勞役の受負

ハ 川稻の耕作

ニ 米穀運搬及日雇等

一、目的及事業

本會は青年智徳の涵養体育の發達及實行上必要なる智識技能の進歩を圖るを以て目的とし左の事業を行ふ教育事業に關するもの

一 補習教育 青年會の補習教育は從來青年夜學會を起して主要なる本會事業として經營し來りしが明治四十五年四月本村實業補習學校創設以來全校に其の教育を委ねたり。

二 壯丁豫備教育 毎年壯丁檢査前に於て壯丁の學力補習教育をなす教授者は補習學校職員之に當り主とし

て國語算術を課す。

三入營者豫備教育 入營者の爲に本村軍人會と提携して豫備教育をなし、軍人會役員及補習學校職員教授の任に當る。

四圖書館其他通俗教育に關する施設 青年文庫を設置し各支會員交互回覽し學力の補習をなさしむると同時に社會的智識を得せしむ。

禮 容 動 作

一奉悼會 各支會に於て明治天皇、昭憲皇太后の奉悼會を舉行し尊王の念を起さしむ。

二在營兵慰問 各支會に於て在營者訪問又は文書を以て慰問す。

三惡弊矯正 夜遊の弊習を嚴禁し、且つ華奢淫靡の風を避けしむる様各支會に理事者を設け此の責に就かしむると同時に日常の行爲に規律的習慣の養成に努むると共に風紀の改善を促す。

四時間の厲行 時間の厲行を獎勵し諸集合の場合實行者に授賞し且つ遅刻者には之が注意を促したるに現今にありては大に見る所あるに至る。

自 治 の 養 成

一日誌記載獎勵並に品評會 會員全部に日誌帳を交附し日々の出來事を記載せしめ之が品評會を開催し其成績の良好なるものに授賞す。

二公共事業

イ 道路橋梁の修繕

ロ 神社境内の掃除

ハ 用水路工事

業務に對する感念

一、農 事

イ 共同耕作

ロ 試 作

ハ 品評會 本郡及村農會主催稻作多收穫品評會開催の時會員悉く出品す。又一部の支會に於ては經費及基本財産蓄積の爲繩綯をなさしめ之が技能の上達及獎勵の爲品評會を開催したるに其成績良好にして本村農會より補助金をも下付せられたるものあり。

二視察 農蠶業の改良及之が研究に資せんが爲人員と日時とを定め農事試験場初め蠶種製造場等を視察せしめたり。

三講話 本會には春秋二回總會を開き又必要に應じ臨時集會を催し年内事業報告及明年度に於ける事業の計劃其他必要の事項につき協議し次に名士を聘し講話會を開催す。又各支會毎に郡農會技手或は學校教師老農家等を聘し懇談會を開くことあり。

御即位式記念事業

一御神田經營 各氏神に對し御神田を設置し之が奉耕に従事せしめ敬神の念を養ふ。

二揭示板の設置

各支會に揭示板を設け農事獎勵事項、精神修養事項、其他の必要事項につき記載し社會教育の一助とす

三敬 老 會

祖先崇拜長者尊敬の美風を養ひ以て青年の國家的觀念を助長せしむる爲敬老會を舉行す其の方法は左の如し。

七十歳以上の老人を招待し讀經、説教、談話等を聞かせ懇切に待遇す。

娛 樂

會員は職業に屬精し穩健着實なる思想を涵養すると同時に精神の慰安を與ふる爲左の娛樂をなさしむ。  
(一)室内にて行ふもの

棊棋、圍碁、音樂、忠臣義士及孝子傳等の輪讀、狂俳、和歌、俳句等  
(二)戶外にて行ふもの  
角力、水泳、見學旅行、運動會、擊劍、銃劍術

### 第十一章 神社佛閣

#### 第一節 總 說

本村は尾張の北部に偏すと雖も、古より土地早く開げ、住民も多く蕃殖せしが故に、神社佛閣の著名なるもの少からず。然れども記録多くは散佚して充分その由緒を知るに由なきは遺憾の極なり。

#### 第二節 神社各説

- 一、郷 社
  - (社名) 坂手神社 (祭神) 高水上神 (所在地) 佐千原字宮東
  - (社名) 神明神社 (祭神) 天照大神 (所在地) 富塚字浦山
  - (社名) 八幡宮合殿 (祭神) 天神帶日子命 (所在地) 島村字南裏山
  - (社名) 應神 天皇 (祭神) 天照大神 (所在地) 富塚字浦山
- 二、村 社
  - (社名) 高田波蘇伎神社 (祭神) 大綜 梓 命 (所在地) 高田字南屋敷
  - (社名) 大毛神社 (祭神) 大御食都姫命 (所在地) 太毛字五百入塚
  - (社名) 天神社 (祭神) 菅原道真公 (所在地) 杉山字郷内
  - (社名) 神明社 (祭神) 菅原道真公 (所在地) 笹野字宮南
  - (社名) 津島社 (祭神) 天照大神 (所在地) 光明寺、土居
  - (社名) 須佐之男尊 (祭神) 須佐之男尊 (所在地) 光明寺、小路
  - (社名) 天神十二尊 (祭神) 天神十二尊 (所在地) 光明寺、本郷
  - (社名) 地神 (祭神) 地神 (所在地) 光明寺山郷
  - (社名) 火之迦具土命 (祭神) 火之迦具土命 (所在地) 田所字戌亥出
  - (社名) 日本武尊 (祭神) 日本武尊 (所在地) 更屋敷字宮浦
  - (社名) 日本武尊 (祭神) 日本武尊 (所在地) 更屋敷字宮浦

- 宇夫須那神社 (祭神) 余曾多本昆賣命 (所在地) 全字上深田
- 高田波蘇伎神社 (祭神) 大綜 梓 命 (所在地) 高田字南屋敷
- 大毛神社 (祭神) 大御食都姫命 (所在地) 太毛字五百入塚
- 天神社 (祭神) 菅原道真公 (所在地) 杉山字郷内
- 神明社 (祭神) 菅原道真公 (所在地) 笹野字宮南
- 津島社 (祭神) 天照大神 (所在地) 光明寺、土居
- 須佐之男尊 (祭神) 須佐之男尊 (所在地) 光明寺、小路
- 天神十二尊 (祭神) 天神十二尊 (所在地) 光明寺、本郷
- 地神 (祭神) 地神 (所在地) 光明寺山郷
- 火之迦具土命 (祭神) 火之迦具土命 (所在地) 田所字戌亥出
- 日本武尊 (祭神) 日本武尊 (所在地) 更屋敷字宮浦
- 日本武尊 (祭神) 日本武尊 (所在地) 更屋敷字宮浦

#### 三、無格社 (社名) 五 社 (祭神) (所在地)

- 八 劔社 (祭神) 應神天皇 (所在地) 富塚字郷中
- 天神社 (祭神) 菅原道真公 (所在地) 富塚字郷中
- 天神社 (祭神) 菅原道真公 (所在地) 大毛字西郷
- 愛宕社 (祭神) 火之迦具土神 (所在地) 杉山字氏神廻
- 神明社 (祭神) 天照大神 (所在地) 光明寺字石原堤塘

坂手神社。大字佐千原にあり。高水上神を祀れる郷社なり。當社は人皇十一代垂仁天皇の御代倭姫命神靈を奉して美濃國伊久良川宮より尾張國に移り給ひし時、坂手神を祀り給ひて樹木を伐らしめ大神宮の假殿を造らしめ給ふと申し傳ふ。郷北に御鎮座ありし所を大神宮御厨といふ。神鳳抄に尾張國佐千原御厨を載せられたり。今以て七坪の塚を存す。此の塚へ入る道を御厨道といふ。御厨塚より拾八間東に荷置塚と申す舊跡あり。伊勢太神宮神官内山六大夫往古より年々該所に幣帛を奉りに來りし處なりしが維新以來は此儀絶わたり。郷西天神といふ字あり。延喜式神名帳に中島郡坂手神社、本國帳に從三位坂手天神とあり、張州志略には昔は中島郡今寄庄なりしを今は當郡に屬して上門間庄といふよし見たり。明治四十二年九月一日幣饌料供進社に指定せられたり。

【神祇全書、神名帳考證】

坂手神社 今在坂田村稱<sub>二</sub>貴船<sub>一</sub> 稻靈種產靈命 按坂福也 手田也 丹波國福田神社 伊勢國坂手國生神社 高水上 高與坂言通 稚産靈乎 大和國若御魂神(本國帳云) 從三位坂手原天神 今在坂田村

【張州府志】

坂手天神祠在<sub>二</sub>坂田村<sub>一</sub>里民稱<sub>二</sub>天神祠<sub>一</sub>坂手坂田音使相近。延喜神名式曰。坂手天神。本國帳曰。從三位坂手天神 集說誤以爲<sub>二</sub>在葉栗郡佐千原<sub>一</sub>已見<sub>二</sub>葉栗郡下<sub>一</sub>按<sub>二</sub>本國帳集說<sub>一</sub>以<sub>二</sub>坂手天神<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>佐千原八劍祠<sub>一</sub>以<sub>二</sub>川島天神<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>島村天神<sub>一</sub>然坂手天神社中島郡坂田村貴船神社是也 島村雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>天神祠<sub>一</sub>後世所祭即管神之靈也 而非<sub>二</sub>式內天神祠<sub>一</sub>今隸<sub>二</sub>濃州葉栗郡<sub>一</sub>有<sub>二</sub>島村地<sub>一</sub>恐是其地 今不<sub>レ</sub>載

【本國帳集說】

神名式所載一作三十座大三座小二十七座云々從三位坂手天神一作坂手原今寄庄坂手原村

境內神社 三社

一八劍社

祭神、素戔鳴尊

一八幡社

祭神、豐田別命

一富士社

祭神、木華咲耶姬命

天神社。大字富塚に菅公を祀れる天神社あり。境域は高さ約二十尺の丘をなし頂上に社殿あり。先年菅五を發掘したることあり、故社掌林吉信是れ古の墳墓ならんといふ。富塚の地名之に因るか。毎年舊曆二月廿五日菅公の祭日に際し村民悉く出役して土持をなす。如何なる由來か傳説不明なり。

若栗神社八幡宮合殿。大字島村にあり。白鳳年中、葉栗臣人麿祠を立て其祖天押帶日子命を祀りて和栗の祠といふ。天文年中社守覺心なるもの佛鉢を神殿へ合祀して八幡宮と稱ふ。維新の際佛鉢を退け若栗神社と改稱す。後宮田の件につき訴訟起り其結果若栗神社八幡宮と稱するに至れり。明治四十年十月二十六日幣饌料供進社に指定せられたり。

【尾張名所圖繪】

若栗神社同村(島村)にあり今八幡と稱す。延喜神名式に若栗神社、本國帳に從三位若栗天神としるせり民部省圖帳に若栗明神神田三十有餘東充國司之受税和銅二年所祭饒速日命也と見たり。社人松本氏は若栗神社の同地にあり。もと若栗に遍照院といひて眞言宗紀伊國高野山西方院の末なりしが故ありて寶曆十三年より名古屋七ツ寺の末となる。當社及宇夫須奈神社の社務にて久しき梵刹なりしが亂世に衰廢せしを慶長十年當所領主兼松修理亮正吉再興して舊觀に復せしが明治元年辰八月故ありて社人となる。

【張州府志】

若栗天神在<sub>二</sub>島村<sub>一</sub>今稱<sub>二</sub>八幡宮<sub>一</sub>延喜式葉栗郡若栗天神本國帳從三位若栗天神按<sub>二</sub>古事記<sub>一</sub>天神帶日子命者羽栗臣祖也

【國帳集說】

從三位菅原天孫上門間庄大家郷和栗村是今島村八幡社也(島村古和栗村也)古事記天押帶日子命者羽栗臣祖也云天武天皇御宇小乙中葉栗臣人麿者當郡本貫而光明寺本願也當時有民人可<sub>レ</sub>知之也寶永三年丙戌初冬於<sub>二</sub>郡北河田村<sub>一</sub>發<sub>二</sub>石丘<sub>一</sub>得<sub>二</sub>石椁<sub>一</sub>(長九尺許廣六尺餘)中有<sub>二</sub>腐碎劍鈴類<sub>一</sub>是往古物而無<sub>二</sub>墓志<sub>一</sub>疑<sub>二</sub>非<sub>一</sub>人麿之塚一則其氏族貴介之古墳乎

【備考】 祭神天押帶日子命に就いて古事記に載せられたる所次の如ごとし。

【孝昭天皇の朝】 此天皇、尾張連の祖、奥津余曾の妹、名は余曾多本毘命を娶してに生みませる御子、天押帶日子命。次に大倭帶日子國押人命(二柱)故、弟、帶日子國押人命は天の下治しめしき。兄、天押帶日子命は春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、壹比韋臣、大阪の臣、阿那の臣、多紀の臣、羽栗臣、知多臣、牟邪の臣、都怒山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海國造、の祖なり。云々

宇夫須那神社。大字島村にあり。余曾多本毘賣命を祀る。白鳳年中葉栗臣人麿祠を創立して盧入祠といふ。其後天文年中の頃より五社權現と唱ふ。明治年中宇夫須那神社と改稱す。

【張州府志】

宇夫須奈天神在<sub>二</sub>同村<sub>一</sub>今稱<sub>二</sub>權現<sub>一</sub>延喜式曰葉栗郡宇夫須奈神社本國帳曰從三位宇夫須奈天神。集說曰按古事記<sub>一</sub>孝昭天皇娶<sub>二</sub>尾張連祖奥津余曾之妹余曾多本比賣命<sub>一</sub>生<sub>二</sub>天押帶日子命<sub>一</sub>風土記曰若栗郷盧入姫降誕之地也本居和訓宇夫那即產地之謂也

【備考】 祭神余曾多本毘賣命は葉栗人麿の祖天押帶日子命の生母にましますば、人麿が此の祠を創建して其の祖を祀りしは疑ふべくもあらず。然るに一説に祭神を盧入姫となすは、盧入姫誕生地の傳説に附會せし謬なるべしと思はる。

高田波蘇伎神社。大字高田にあり、大綜杵命を祀り、又應神天皇を合祀す、創立年月不明なれども延喜年代以前の古社なること明なり。明治四十年十月廿六日幣饌料供進社に指定せられたり。

【張州府志】

高田波蘇伎天神社在<sub>二</sub>高田村<sub>一</sub>今稱<sub>二</sub>八幡宮<sub>一</sub>延喜式曰高田波蘇伎神社本國帳曰從三位高田波蘇伎天神集說曰<sub>二</sub>大綜杵命<sub>一</sub>

【備考】 日本書記によれば祭神大綜杵命は饒速日命の後裔にして物部氏の遠祖なり、命の御姉齋色謎命は孝元天皇の皇后にして開化天皇の御生母に當らせられ、御女伊香色謎命は初め孝元天皇の妃となりて彦太忍信命(武内宿彌の祖父)を生み給ひ、後開化天皇の皇后となりて崇神天皇を生ませ給ふ。又男伊香色雄命は崇神の朝に仕へ祭祀の事に關して大効を立てたり。又姓氏錄によれば大毛首は大綜杵命の孫建川命の後なり云々とあれば此地方に關係少なからざる神ならんも詳くは知るに由なし。

大毛神社。大字大毛にあり。大御食都姫命を祀る。昌泰二年の創立にして六所明神と稱す。明治五年式内大毛神社と定めらる。明治四十年十月二十六日幣饌料供進社に指定せられたり。

【尾張名所圖繪】

延喜神名帳に大毛神社本國帳に從三位大毛天神としるせり。(一本に大筒ともかけり)例祭八月朔日九月九日天子塚庵入塚といへるも同村にありて、其に當社に屬したる古跡なり。當社は六所明神といひ又ひながたの宮と稱す。庵入姫の立給ひし雛人形ををさめしといひ傳ふ。按ずるに景行天皇の御代雛人形と云ふものあるべしと思はれず。今いふ雛人形は醒齋が骨薫集にも委し、論じれば略す。

【張州府志】

大毛天神在<sub>二</sub>大毛村<sub>一</sub>延喜式曰。葉栗郡大毛神社。本國帳從三位大毛天神。集說一作<sub>二</sub>大筒<sub>一</sub>按姓氏錄<sub>二</sub>大宅首<sub>一</sub>。大閉蘇彌命孫。建新川命之後也

【備考】 古事記によれば、祭神大御食都姫命は伊弉諾、伊弉冉二柱尊の所生神にして五穀の神なりとあり尙同書に載せられたる神話によれば天照大神御弟素戔嗚尊の乱暴を畏れて天の岩屋に隠れ給ひし時、八

百萬の神共に譲りて、素戔鳴尊に千位置戸の罰を課し其の美しき鬚を切り手足の爪を抜かしめて神遣に追ひき、尊は高天原より追はれて食物を大御食都姫神に乞ひたまひき。爾に大御食都姫命、鼻口及尻より種々の食物を取出て種々料理して進る時に素戔鳴尊其態を立伺ひて、穢汚泰るとおもはして、乃ち、其の大御食都姫神を殺したまひき。然るに殺され給へる神の身に生れる物は、頭に鬻生り、二つの目に稻種生り二つの耳に粟生り鼻に小豆生り腹下に麥生り尻に大豆生りき。故に是に神皇産靈神之を取らしめて穀物の種と成し賜さといふ。

愛宕社 大字光明寺にあり。火之迦具土命を祀れり。慶長年中の創立なりと言ひ傳ふ。大正二年三月五日幣饌料供進社に指定せられたり。

【備考】古事記によれば祭神火之迦具土神は伊邪那美神の生み給へる神にして火の神なり。伊邪那美神はこの神を生みたまひしたため火傷して病臥し給へり。その時苦みて吐瀉し給ひし不淨物より種々の神生れ給ひぬ。而して伊邪那美神はこの火傷の爲に遂に神遊ませしとぞ。

### 第二節 佛閣各説

#### 一天台宗

(寺號)

(宗派)

(本尊)

(開基年代)

(開山開基)

(所在地)

光明寺

山門派

藥師如來

白鳳六年

葉栗臣人麿

光明寺字天王浦

觀音堂

全

聖觀世音

安永六年

宗之尼

光明寺字千馬

#### 二臨濟宗

(寺號)

(宗派)

(本尊)

(開基年代)

(開山開基)

(所在地)

妙光寺

妙心寺派

釋迦如來

正慶元年

笑溪

笹野字宮西

東林寺

全

千手觀世音

文明十年

壽嶽

島村字花ノ木

金嶺寺

全

釋迦如來

享保二年

節外

大毛字御申塚

琉璃寺

全

藥師如來

明和元年

昆山

田所字宮前

觀世音

全

十一面觀世音

天正年中

大厦

杉山字郷内

普門堂

全

如惠輪觀世音

寶曆二年

惠周尼

光明寺字山屋敷

觀音堂

全

十一面觀世音

不詳

不詳

富塚字郷中

#### 三、曹洞宗

(寺號)

(宗派)

(本尊)

(開基年代)

(開山開基)

(所在地)

庚申堂

青面金剛明王 慶長十三年

今井半左衛門

杉山字郷内

#### 四、淨土宗

(寺號)

(宗派)

(本尊)

(開基年代)

(開山開基)

(所在地)

小杵寺

西山派

藥師如來

治承二年

不詳

大毛字五反田

極樂寺

全

圓光大師

創立不詳  
中興文政元年

開基慈覺大師  
中興徵譽相尙

大毛字五百入塚

無量壽庵

鎮西派

阿彌陀如來

文政八年

勇道

大毛字東郷

松源院

西山派

全

創立大永五年  
中興明治廿七年

正運(願王ます)

佐千原字屋敷

藥師堂

全

藥師如來

不詳

不詳

全

#### 五、淨土眞宗

(寺號)

(宗派)

(本尊)

(開基年代)

(開山開基)

(所在地)

榮泉寺

大谷派

阿彌陀如來

白鳳六年

寂定

大毛字猿塚

寶光寺	全	天文年中	島津正改	高田字御圃
蓮淨寺	全	寛文年中	了意	佐千原字屋敷
説教場	全	文化十年	妙秀尼	宮塚字御中

各寺院の由緒

松源院 大字佐千原松源院の本尊阿彌陀如來は、運慶の作なりといひ傳ふ。當院は元備後國御調郡尾ノ道にありしを明治二十七年三月今の地へ移轉せり。

東林寺 大字島村東林寺の本尊千手觀世音菩薩は行基の作なりといひ傳ふ。寛永中の火災の節にも右觀世音像のみ其禍を免れしといふ。

寶光寺 大字高田寶光寺の開基島津正改は薩摩の産にして天文中中島郡奥村に當寺を創建せり。後ち正徳四年今の地へ移轉せり。

小松寺 大字大毛小松寺の本尊樂師如來は傳教大師の作なりといひ傳ふ。明治二十四年臨時全國寶物取調局より「右美術上の參攷となるべきものと認定す」といふ鑑査状を授けられたり。

極樂寺 大字大毛の極樂寺は元、本郡極樂寺村にありしといふ。慈覺大師の草創にして安元二年圓光大師櫻ヶ池より歸落の節、當寺にて結夏安居三夏不出の靈跡なる由、尾鷲風土記に載せられたり。しかるに後世洪水の爲めに中絶せしを安世元年勢州松阪清光寺徵譽信問之を歎きて此の地を下して之を再興す。依て總本山知恩院より六字の名號、圓光大師の眞蹟壹軸に圓光大師木像一体、舍利三顆黄金白兩寄贈せらる。

當寺境内に芭蕉天滿宮あり。里人の尊敬淺からず、之れ文政二年十月敬譽和尚、江戸より伊勢への歸途駿河國庵原郡大晦日村より勸請せりといふ。

榮泉寺 大字大毛の榮泉寺は白鳳六年の草創にして開基栗本源太夫は庵入姫の末孫なりといふ。出宗して法相宗に皈し寂定と稱す。後ち嘉禎元年寂天、僧親鸞に皈し教海坊了海と稱す、當時同志の輩一時に眞宗に

皈し、河野九門徒と名け祖師より各名號一幅宛を受く、後ち本願寺東西分派の砌東派に七ヶ寺西派に二ヶ寺皈属す。又東派七ヶ寺の内竹ヶ鼻東福寺は本山別院となり其他の六ヶ寺を河野六坊といふ。寶物に庭田大納言筆庵入山、王家院の扁額あり。

金嶺寺 大字大毛の金嶺寺は元岐阜縣美濃國山縣郡栗野村にありしが明治廿一年今の地に移轉せられたり。庚申堂 大字杉山庚申堂の本尊書面金剛明王は聖徳太子の作なりといひ傳ふ。

妙光寺 大字笹野の妙光寺は万松山と号す。正慶元年義海和尚相州鎌倉圓覺寺より來り、一山を開く、橋康武深く和尚に繼依し、永和四年寺領位牌田畑の特志ありて寺産の基礎を確立せり。永正元年京都妙心寺蘭室和尚の徒弟笑溪住職す。是れ當山法脉の開山なり、正保四年小牧陣の兵燹に罹り諸堂烏有に歸す、其後寺領二百八十貫續田信長同世嗣太夫の時まで受領せしに、豊臣氏檢地の時之を沒收せられ一時荒廢せり。

時に幽州和尚護法の念篤く廿有餘年間東奔西走し諸堂を再建し寺産を治め以て今日に及べり。從來は末寺十四ヶ寺あり、今尙九ヶ寺を有す。寶物として弘法大師作の傳説ある觀世音菩薩、唐の楊月濶筆の龍、獅巖和尚淨寫の大概若寫經六百卷等名高し。

【參 照】

一、寺領証文

寄進妙光寺田島事

葉栗郡内野村郷内

合

篠野 四至東尾塞田限南大家田

限西黒田之田限北黒田尾塞之田限

一、所田四段内

二段 者 寺 前

二段 鎮守天神東

一、島壹町内 六段 天神東  
四段 松木之東

一、所田肆段 寺前ヤフト号是者爲蘊用禪門圖  
是大姉永賢庵主妙珍大師之位牌

一、所畠伍段田壹段 寺前領田号爲慧本庵主  
專阿彌尼從果大姉善武居士 位牌

右寺領同位牌田奉寄進當寺者也若子々孫々之中致違乱煩者可爲不孝之義也固守此旨依舊進狀如件  
永和戊午九月十一日 橋康武花押

二、洪鐘銘

松山華鯨	戰兵奪爭	破關覆壘
鑿江左營	僧侶羞與	衆庶請庚
願輸一轉	洪鐘再成	月槌夕動
霜杵且鳴	徹三千界	發百八聲
奈落苦脫	閻浮夢驚	天長地久

頑石溪銘

【備考】この鐘は寶永七年の鑄造にして其音聲稀に見る優秀なるものなり

光明寺。大字光明寺の光明寺は遍照山と号し縣下有數の古刹なり、塵添靈妙に尾州葉栗郡光明寺は葉栗の尼寺と名く、是は飛鳥淨御原御宇丁丑少中葉栗臣人磨爲願主より今年迄一千八百六十六年(今より千二百餘年前)とせり。然るに中古廢絶し其後再建して今日に及べり、但し再建の年月は明ならず。

【參照】

一、同寺所藏由緒書。遍照山光明寺。一當寺の開基は人皇四十代淨御原御宇白鳳六丁少中葉栗臣人磨爲願主始而建立有之其妻女被致發心尼となりて此寺に被居し故其比世上にて尼寺と申候由子今申傳候白鳳六年より今年迄一千八百六十六年に成る。一開山の儀慈覺大師於此寺御說法被成候夫より以來天台宗相續致し候故慈覺大師を以て開山に仕候其時代より今年迄八百三十歳余被成候石開山已後度々寺内へ木曾川大水流込み享録の比住持中絶いたし候天文年中宗辦法印と申僧中興夫より住持相續當任迄九代に被成候  
元錄七年戊七月廿一日 舍人花押

二、秀吉の禁制札 尾州光明寺 禁制

一、當手軍勢甲乙八亂妨狼籍之事

一、放火之事

一、對百姓不謂猥申懸事

右條々堅令停止若違犯之輩在之者速可處嚴科者也仍下知如件  
天正十二年九月 日 筑前守花押

三、家康の禁制札 禁制

一、當手軍勢甲乙八等亂入狼籍事

一、陣取之事付放火之事

一、麥作劫取之事

右條々堅爲停止候畢若此旨於違犯之輩速可處嚴科者也依如件

天正十二年三月廿三日

家康 花押

瑞光寺。大字田所瑞光寺に關する由緒につき大字舊家小島助市方にある記録によれば本尊藥師如來は相阿彌の作にして又觀音は運慶の作なりとあり。

## 第十二章 名勝古蹟

### 第一節 名勝

蘇堤櫻。木曾川堤の櫻樹は明治二十年三月勝間田本縣知事の創意によりて植ゑられたるものなり、長堤十里他は徑にうの面影を殘すのみなれども本村に入りては能くその保護行届き今日の盛況を見るに至れり。今や櫻樹漸く老境に入り花時の壯觀眞に愛すべく近年掛茶屋の増設と共に來り遊ぶ者甚だ多し、大正二年五月蘇堤櫻保勝會なるもの創立せられ爾後銳意この名勝の保護に就て遺憾なく企劃せられつゝあり。

### 第一節 古蹟

佐千原御厨、大字佐千原字北郷により、往古倭姬命、神鏡を奉じてこの地に移り給ひし時、大神宮の假殿を造らしめ給ひし跡なりといふ。(坂手神社の項參照)

#### 【尾張名所圖繪】

昔大神宮の神領にて神鳳抄に尾張國佐千原御厨と見えたり、今はさちばらとよべり、又本國帳集説の一、本に從三位坂手原天神を當村なるよし書さしは、今もあげたの森とて、かの宮跡なりといひつたへ其正跡なりといへる石もあり、そは當村一向宗の蓮淨寺といへるに太子石とて堅横一尺程にて目方十二貫目の真丸の石あり。これ則彼宮の神跡なりといひつたふ、俗に茶石ともいふ。

高田木舟、木曾川町字八幡の東に木舟といふ所あり、之れ古の宮跡なりといひ傳ふ、尾張地名考高田村の條

に、隣村やはたの八幡宮は舊此の村の宮なりしを後世室野の末に門間に取れたり、云々とあり、尙維新前には八幡宮の祭禮に高田の里人が立會ひし由の傳説もあれば何か兩者には關係ありしが如きも今は知るに由なし、

清古神社跡、大字島村に古へ清古神社ありしと見え清古橋の東に今尙標柱存す。

庵入塚、大字大毛字五百入塚にあり、庵入姫の古墳なりといひ傳ふ。

杉山古宮地、大字杉山の天神社は、元、同大字、字宮西に在りしが天保五年、今の所に移されたり、宮跡は今尙塚をなして現存す。

光明寺八景、大字光明寺字土居の神明社境内に、八景の碑あり、古へ此の村に相當の俳人ありて、光明寺八景を見立て、俳句などにも歌はれしが如し。

#### 【參照】

#### 八景碑文

八景 (題字は大きく上方にあり)

會合夜雨	雨に宿る人もつごいの神樂哉	定彦
西山秋月	西山や(この間欠字)月のあき	有儘
光明寺晚鐘	鐘聲やこれも爲樂の夕涼	阿柳
粟良晴嵐	吹拂ふ霧やまだ夜の明景色	里仙
柳橋夕照	夕榮の果やはたるの柳橋	其儘齋
川原暮雪	黃晩にとぢらる雪ぞ砂川原	眉州
弟瀨飯帆	かへる帆の重き弟瀨の鵜舟哉	夫木
川田落雁	越路むく雁や川田を勢揃	明石坊

安永八己亥六月吉辭日

尾北光明寺邑

光明寺城跡。光明寺城趾は宇本郷の小島久左衛門の屋敷續にありて現今は竹藪となり、城趾といひ傳ふる所に高さ五六尺、上塙東西約九間南北約七間の臺地あり、古閣樓のありし跡か。その他土手も堀なせもありしが今は壊されて僅にその一部を残すのみ。

【張州府志】

在光明寺村。神戶伯耆守居此。屬信長麾下。永祿十三年九月三日。戰死於勢州大河内。其後山田半兵衛守之。今廢爲民居。(古城の段に)

常福寺。大字更屋敷に常福寺といふ寺ありて妙光寺の末庵なりしも明治六年廢寺となり、然れども村民は尙この寺に僧侶を置きて舊常福寺と稱し、其實を存せり。

參公坊塚。大字田所瑞光寺より約二町の西、黒田との境に約一畝歩の塚あり、俗に三公坊と呼び船御光ある地蔵尊の石碑一基あり、其高さ約二尺五寸あり、村民は山武士の墓ならんと稱せしが、今より十五六年前致ちて田とせり、其時塚の中より茶碗壹個出でしといふ。これ田所の沿革上名高き參光坊の墓ならんか。

第十三章 人物

第一節 人物

一、盧入姫

庶添藩叢抄を引用したる「尾張國風土記」に、葉栗郡若栗郷有<sub>二</sub>宇夫須那神社<sub>一</sub>盧入姫誕生産屋地也故有<sub>二</sub>此號<sub>一</sub>と見ゆ。こゝに盧入姫とあるは「古事記」に景行天皇の皇女に五百日本人日賣命とあるに當れり。即ち「イホキイリ」

を約むれば盧入姫の御名「イホキイリ」となるべし。

崇神天皇は尾張連意富阿麻比賣に娶ひ給ひて、八坂之入日子命外三柱の御子を生ませるが、此の八坂之入日子命の御子八坂之入日賣命を盧入姫の御母の命なり。八坂之入日子命は、早くより美濃に住み給ひしならん。「日本書記」には景行天皇四年春二月の條に、天皇幸<sub>二</sub>美濃<sub>一</sub>云々仍喚<sub>二</sub>八坂入姫<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>妃生<sub>二</sub>七男六女<sub>一</sub>ありて、美濃は御子八坂之入日賣命の出生地と知られたり。

天皇の八坂之入日賣命に娶ひ給ひしは、美濃國なりと云へば、盧入姫の尾張にて生れましたること由あり、また盧入姫の御兄五百木之入日子命は、尾張連の祖建伊那陀宿禰の女志理都紀斗賣に娶ひ給ひしよし「古事記」に見ゆ。此のこと又尾張國に由ありと聞ゆれば御兄の生れましも尾張なるべし。

天皇の美濃に行幸ありしは、御即位の四年二月にして還幸は、其年の十一月なれば、殆んど十ヶ月ばかり美濃に御駐蹕遊ばされたり。八坂之入日賣命が皇女を生み給ひしは、還幸の御途すがらにてありしならん。若栗郷を盧入姫の産土の地と云ふからは還幸に際して風聲まづ國境を越えて尾張に入り給ひたることを疑ひなし當時の御事蹟更籍に徴すべきものなく其の詳細を知るによしなきも葉栗郡に暫らく御駐蹕ありしには非ざるか。古老曰く「盧入姫は尾張風土記に於る如く島村宇夫須那神の地に御誕生なされ今の大毛神社の地に居住ありしやに傳聞く。」と大毛神社はひながたの宮と稱し、盧入姫の立なひし雛人形ををさめ今尙現存すといふ其の近傍なる極樂寺の東に五百城入塚と稱する古塚あり、盧入姫の墓なりと謂ひ此附近の字名を五百入塚とす。又榮泉寺は庵入山王家院と稱し、姫君の御手道具及びそれに關する書類ありしといふ。

「尾張地名考」に「近藤利昌云寛政年間御普請のありし時、杉山村の境内にて古塚を穿て目輝玉鏡などを掘出せしを宮人加藤市郎右衛門計ひてまた舊のごとくに埋めおさぬ、往昔貴人の古墳なるべし。」とあり。其他此地方古塚多し。按ずるに盧入姫の往古この里に住み給ひしこと疑ふべくもあらず。

二、葉栗臣人麿

葉栗臣人麻呂は、孝明天皇の皇子天押帶日子命の後なり。「古事記」の掖上の宮の段に「天押帶日子命者羽栗臣之祖也」とあり。羽栗臣は「和名抄」に尾張國葉栗郡(波久利)葉栗郷あり。これより出でたる名なるべし、天押帶日子命の子孫は尾張國に住するもの多し、例へば羽栗臣知多臣などなり、知多臣は「和名抄」に尾張國知多郡又「萬葉集」七に知多之浦あり。これより出でたるべし。

天押帶日子命の子孫にして此の如く尾張に住するもの多きは其御母が尾張連の祖奥津余曾の妹余曾多本比賣命なるがゆゑにて、「古事記」の掖上宮の段に此の天皇(孝照)娶尾張連之祖、奥津余曾之妹余曾多本比賣命云々とあり。舊事記に奥津余曾を瀛津世襲命と作り余曾多本比賣命は「古事記」及び「日本書記」等には世襲足姫(媛)に作る。

天押帶日子命の御母にして尾張連の祖なりとすれば命の子孫が尾張にと、まるもの多きは當然なり。葉栗臣人麻呂は天押帶日子命の何世の孫なるや明かならず。「塵添瑤囊抄」に「尾州葉栗郡に光明寺といふ寺あり、はぐりの尼寺と名付く、是は飛鳥淨御原宇丁丑小乙葉栗臣人麻呂始建立」と見ゆたり。飛鳥淨御原宇は天武天皇の御代の事にして、天皇始め大和國飛鳥淨御原の宮(大和國高市郡上居村)にたはしませしかば斯く謂ひ、丁丑は天武天皇即位五年即ち白鳳六年に相當し小乙中は大化新政の際制定せられたる冠制にして血統門閥の高下を表はせるものなり。蓋し遠祖天押帶日子命の御生母が尾張連の祖なる因縁により葉栗臣となりて本村の中部あたりに住し葉栗郡一圓を統轄したるものならん。人麿は光明寺の創建者たるのみならず、大字島村に若栗神社及宇夫須那神社を建たり。而して若栗神社には先祖天押帶日子命、宇夫須那神社には天押帶日子命の御生母余曾多本比賣命を祀れり。又大字大毛榮泉寺もその建立にかゝるものなりと、傳へらる。依つて人麿は本村との縁故深きを知るに足る。

「摺尻」(天野信景)に「葉栗郡飛保より二十町ばかり西にや河田村とて大川の程近き里の古墳ひきならしなんとするどて、大なる石棺を掘出しけるの長九尺許横六尺許ありて、内には劔の折れたる、劔のふるき銅のか

たまりたる、鈴に似たるものあり、磁器の破れたるもありける(中略)葉栗人麿の塚なるべし。」と記せり。「國帳集説」にも同様の記事あり参考とすべし。

光明寺の過寺帳に當寺本願小乙葉栗臣人麿白鳳十年十月十八日、當寺開基葉栗尼公 白鳳八年十一月二日とあり。葉栗尼公は人麿の妻女なり。

### 三、意足居士

意足居士は豊前宇佐郡の産にして光明寺の住僧なり。軍學を好み兵書を暗んじて織田信長と昵近になり。(始めて清須に來りしは永祿四年)信長濃州齊藤左京大夫義龍と確執のとき、意足を濃州稻葉山の城に遣はされて様子を伺はしむ。意足歸つて信長に申上げるやう稻葉の城中に至り、玄關の鎗の掛けたるを見るに穂先内へ向へり、城中謀叛の人あつて落城すべし。と占ふ。其後氏家、安藤、稻葉の三氏信長へ返忠をして城を奪へり。又其後家康信長と和睦あつて清須に入りし時(永祿五年正月)意足御前に伺候す、信長家康に謂ふて曰く「是は當國光明寺の隠士なり、八幡太郎義家の軍法を傳授す、然れども吾は平家なる故傳授せず、貴公は源家の正統なれば傳授すべし。岡崎へ召連れ給へ。」と則翌年岡崎へ召されて軍法を傳授申上ぐ。意足或は家康に啓して白く「君八幡太郎の軍法を繼せ給は、御名を改め給へ。」と因つて本名元康の元を義家の家と取替へ家康と改稱したり。

又家康一代の運を開き、天下の兵權を掌握したる關ヶ原の戰にて上洛のとき、老臣石川日向守なる人隱居してありけるが、使者を奉つて「今年は西塞りなり西に向ひて御合戰遊ばすは如何」と申上げけるに「日向守は吾と一所に意足が軍配を傳授せり知らずや今年西塞りなれば討つて開かん。」と仰せられ一戰にて天下一統の功を建てたり、之れ全く意足の大功なり。

光明寺過去帳に當寺幹事青井意足居士慶長七壬寅年五月十二日青井意足居士室勝野靈天正十四年丙戌三月廿八日とあり。「尾張名所圖繪」に意足は光明寺の城主神戸伯耆守の一族なりといふ。

【參 照】

石川日向守家成より意足への書

(光明寺所藏)

追而申候大事の書物被懸御意忝存候右に如申候貴所御身上の儀大納言殿疎略有間敷候由被申候間於拙者  
満足候被罷下候へば早々人を可下候御合力の儀相違有間敷候

家康近日在京候 恐々謹言

石 日

二月廿日

家 成 (御手判)

織田信長よりの書

(信長意足に與へたる書なるが妻勝野の子杉山村今井半左衛門に嫁ぎし際持參す。今は同字今井家一統の共  
有物となり今井理一方に藏す)

熱田末社高倉宮還宮の儀可被執行候旨可然候 依之青銅五千疋令寄附候自然に諸禰宜並役者往古之例の  
族雖有之不可有許容於違背の輩以可爲出事候尙以諸末社退轉同神前の輩或神主等無油斷之樣可被申付候  
速之以狀

元龜二年八月七日

信 長 (在判)

意 足

徳川家康よりの書

(同上)

稍昔絶之處來書令悦喜候委細石川日向守かたり可申候勿々

六月八日

家 康 花 押

意 足

松平若山の書

(意足の書像の讚)

青井重所藏)

意足居士尾州葉栗郡人也管雍髮住郡之光明寺晚年還俗爲隱倫頗有才略善兵書

織田信長寵遇之信長與濃州齊藤氏有隙遣居士密到稻葉山城覘之歸日禍起蕭牆國亡必矣信長曰何以知之對

曰予登城見應事挂鎗其及向內即知有倒才之變也未幾濃州三將通款信長急攻稻葉山城陷齊藤氏出奔于北越

其後 東照神祖與信長講和來于清洲城謁信長時居士侍側信長願謂神祖曰是葉栗郡光明寺僧也今還俗事我

自言傳八幡太郎兵衛然以我平氏不肯援 公爲源家華胄宜受其傳故以居士屬公 神祖喜即載之歸居士曰君

爲義家之裔宜以家爲名因改 御諱大率神祖行軍築城其法盡依居士之教以成大業云

贊曰

猗歟居士逃釋歸儒軍略兵術學通要樞輔佐

神祖以助雄圖儼然遺像千載楷模

張藩裨官

三 川

松平秀雲謹題

四、神戸伯耆守

神戸伯耆守は織田信長の麾下の一勇士にして、永祿十三年九月三日信長伊勢の國司北畠大納言源具教(不知  
齋)を大河内城に攻めたる際奮闘拔群の功を立て戦死せり。

大字光明寺字本郷敷に俗に城跡と稱する地あり、こは之れが居城趾にして今尙其面影を留む。

五、兼松修理亮正吉

大字島村の人幼名又四郎、後修理亮と稱す。天文十一壬寅年に生る。初め織田信長に仕へ三百貫を領す。信  
長の江州箕作城を攻めたる時坪内喜太郎と共に先登をなす。其後江越の境なる刀根山の戦のとき先陣して  
大に敵と戦ひ功名を爲す。時に一勇士あり正吉の傍に來り謂つて曰く「貴公は數度の高名天下に充つ某は初

陣なり。願くは其首を我に附與せられよ。」と正吉答へて曰く「安き事かな。此れを信長公に奉れ。」と謂ひ捨て、亦敵中に闖入し傷を負ふも奮戦し、又一級を得て信長に獻ず。信長御感の餘り「無類の高名神妙也。されども汝若者なる故、心がけ薄うして跳足にて出でしと見ゆ、某は若年より刀の鞘に足半を一足つゝ出陣とに指置きて早わざには、是をばく今は汝に取らざる也是をばきて働くべし。」とて御刀の鞘にはさませられたる足半を脱いで御手づから之れを賜る。此役に正吉は蒼皇跳足にて出陣せしものと見ゆ。その後正吉の獻したる敵首の姓名を、捕虜前波なるものに質したるに「此は朝倉氏の勇將中村某の首なり。中村が討死せしより朝倉勢、頓に士氣沮喪せり。」と申す。件の足半は其後裔たる名古屋兼松芦門氏方に家寶として傳へらるこは古物のゆゑを以て、史界の參考として學者が研究をなす由聞き及ぶ。

一向宗門の徒、大城籠城の時、城中より甲士數十人出づ信長之れを見て急馳之れを攻む。此時正吉衆を抜いて先登し敵中に乱入し力戦甲士一人を討取る。

尾州比良郷の佐々平大夫なるもの父の仇を報せんとしたるとき、佐々氏に加担して夜潜に彼地を窺ひ襲ひたるに仇、外所に出しと見ゆ不在、故に其甥某を斬り門外に在りし橋を破壊して退かんとしたるに、從者一人後れて渡るを得ず。然るに危険を慮りて誰一人之を助けんとするものなし。正吉勇を鼓し危き橋を渡り、之れを扶助して歸る人其の仁と勇に驚歎せしとかや。

信長本能寺にて遭難の節は江州安土城にありて難に赴かず後内大臣信雄に仕へ祿八百石を領す。長久手役の時、正吉父子は小牧に居りたるが時に尾州一宮敵の襲來するところとなり、民屋破壊せられんとする由聞き及び其事を西尾隠岐守によつて家康に言上に及ぶ、家康直ちに援軍を遣し之れを卻退す。其故を以て家康の御感を蒙る。其後豊臣秀吉に轉仕す。秀吉群士中より功績偉大なる勇士を撰びて黄綬を著けしめ其名譽を顯したるが正吉數度の軍功の故を以て其撰に預り常に黄綬を付け。采地千石を領す。秀吉薨去の後加賀肥前守に仕へ又家康に轉仕す。其の親黃は今尙後裔名古屋兼松家に保存せらる。

家康に奉仕の後は、常にその麾下に屬す。慶長五庚子年家康上杉景勝征討の爲め東下るとき麾下に奉從し又關ヶ原役のときは濃州の嚮導を承はり岐阜城攻撃に於て戦功を立つ、此の役後家康の命により徳川薩摩守忠吉に仕へ采地二千六百石を領す。薩摩守卒去の後尾張大納言義直に奉仕し、慶長年中大坂兩度の陣には義直の麾下にあつて戦功を立つ。此度の戦役には御陣觸ありて年七十歳以上十六歳以下の者は、從軍を許されざりしが、正吉は戦旅に老いたる古武士なれば、義直特に厚く思召して御供申したり。時に年七十三實に破格の名譽とも言ふべきなり。

又豊公征韓の際にも從軍し、朝鮮國の王城に入りたるが敵一人も無し、依つて王の寢所に入り床に掛けたる鐘馗の軸と、其れに備へありし糯米の糶を取り來るその糶を在所島村にて蒔かしめ、東照公敬公などに獻じたりとかや鐘馗の軸は家寶の一として名古屋兼松家に傳へらる其他戦功多かりしが之を略す。

寛永四年九月五日卒す年八十六之れを大字島村東林寺に葬る其碑文左の如し

(表記)

前匠作一當英公居士 匠作修理唐名也

(右傍ヨリ後へ)

居士姓藤原氏兼松諱正吉俗修理亮父甚兵衛秀清君也秀清君曾祖父林備前守正盛君爲尾州春日井郡小牧城主

采地額六萬石正盛君長男藤左衛門正利君復氏兼松移采地于葉栗郡島村世領于茲至正吉君附屬本藩奉仕

源敬公賜采地二千六百石寛永年初再建東林寺于島村君天文十一年壬寅九月十二日生寛永四年丁卯九月申五没年八十六葬于東林寺焉今雖存其貴趾古墳歷幾星霜墓石纔虧文字半蝕於是追慕祖先之冥福文政七年其二日月繼建石碑於其遺趾以傳來由於未孫也

申七月建替 後孫兼松内藏藤原正幸謹誌

正吉は豪毅果敢幾多の戦役に於て、抜群の功を爲したるのみならず朴直飾り氣なき人なり、今茲に性格を甲

表はすべし記事を武邊咄聞書より轉載せん。

台徳院秀忠公御上洛の時、尾州熱田にて國衆御目見に出る其内兼松又四郎(此頃は修理亮と改名)罷出候。其刻土井大炊頭利勝御使にて兼松方へ被遣、義元合戦の手柄と、刀根山にて信長より足半を拜領との事と、猪子内匠と又四郎といづれが年増に候御覺は猪子が年兄と被思召との御尋ありたり。又四郎恭く存じ奉り、先今川義元と信長公と御合戦の砌傍輩七八人も一所に打立候、其時拙者二度迄馬を乗損じ候、異な事と存見候へば、鎧を逆に掛け申候心中に不吉と存じ其日は進不申候、残りの七八人は皆筈を合せ高名仕候。我等は手も不塞罷在候を餘り見苦敷く候とて、傍輩どもなぶりて面々が取り候首の血を拙者が具足にぬり泥などを草摺にぬり候として手を取られ合輩の中に交り、信長公に御目見仕候其時信長公は軍に御勝にて義元の首を(不明)にのせ御前にすへ中くの御機嫌の所に參合候故八人の者ども同前埒明罷歸候。

扱刀根山合戦の砌、其宵に御觸御座候へども油斷仕り信長公早や御出馬故草鞋はく間も無之候故、跣足にて掛け付け高名仕候、信長公御覽被成御太刀の鞘に掛けられ候足半を被下候別に骨折候事も無之と申上候。土井の申され候は「猪子内匠と貴殿と年齢の儀は如何御請け被申候哉 上意之通内匠より貴殿は年若に候。」と被申、又四郎承り「それは御覺違にて候内匠は我輩に二つ若く候と申す」土井大炊「是れは上様御覺御自慢にて御尋なれば御覺を立て内匠より若く候と申上候然るべく候」とあれば又四郎承はり「年若と申上るは勝手にて何れにてもよく候間御差圖に隨可申候へ共御尋三ヶ條内二ヶ條は武勇の事にて候間偽は被申間敷候此段明に言上被申度候」と申上ぐ台徳院御感不斜時服黄金等に御内書御添被下候聞く人兼松を感じけるとなり。

六、兼松源兵衛尉正成

源兵衛尉は修理亮正吉の次子にして又八郎と稱し後、源兵衛尉と改む。永祿六癸亥年大字島村に生れ、生年十八にして信長に仕ふ。信長本能寺遭難の際は、尾州清須に在りて遇はず。其後織田信孝に仕へ二百貫を領す又常眞に改仕して四百石を領す。天正十二年長久手の役のとき八月晦尾州岩倉路に於て、家康常眞に命じ

て曰く「尾州島村は正吉正成の在居の地なり故に彼等をして彼處を堅く守らすべし。」と之れに依り島村附近を守備す。時に敵嶋村及び高田村を燒き拂はんとしければ、正成は澤井左衛門佐の甲士著幌の者共を率ゐ、佐分利小藤次清政と防戦し遂に追拂敵兵數人を殺す。正成自ら甲首一級を得て之れを家康に献す。家康「小兵にて堅守り且つ有功なり。」と御感ありし旨伊奈備前守を以て傳へらる。其後再命あつて家康の麾下となり慶長二年祿五百石を賜ふ。同五年秀忠に奉仕し直田之役に従ふ。其後命あつて大御番組頭を勤む。同七年二百石を加祿せらる。慶長十九年秀頼大阪籠城のとき御使番を勤め赤幌衆と爲り麾下に居り、翌年大阪落城のとき天王寺裏にて首一級を得たり。元和二年命に依つて尾張大納言義直卿に仕へ父修理亮の秩祿二千石を受け餘六百石は弟正廣に讓る。寛永十七年九月廿三日卒す年七十八

【參照】

兼松家畧系(兼松氏は始め林氏と稱す)

藤原鎌足―不比等―房前―魚名 此間四代 利仁 此間五代 貞宗 林前守 住加川江沼郡林邑因以林爲氏 (此間九代) 正輝 林小太郎 後稱  
兼松 四稱兼松 此間二代 正苗 復林氏 秀之 林孫四郎 正秀 林四郎 左衛門 住越前足羽郡兼松  
利 林藤三郎後稱藤左衛門 正德 秀清 稱兼松甚兵衛尉 慶長二年西五月死 正盛 林備前守 正  
利 移同國葉架郡嶋村亦復兼松氏 自之代々屬斯波家 慶長二年西五月死 正吉 稱修理亮

正勝 爲病不仕 在住島村  
正成 稱源兵衛尉

正行

正廣 稱又兵衛 名古屋兼松戸門之祖  
父修理亮隱居料六百石被下置代々相續

七、内藤知足翁

知足翁は名正敷通稱治平大字光明寺内藤幸助の祖父なり。博學篤行育英の道に従事する三十餘年に及び徳望近郊に洽し。天保元年七月八日逝去年六十之れを光明寺觀音堂に葬る其碑文左の如し

(表記)

知足翁之塔

(右傍ヨリ後へ)

翁姓内藤諱正敷號知定居士常教育邑里之童蒙有三十餘年其間從遠方來受業之士亦不少凡其篤行實業有餘于稱歎惜哉也壽耳順之秋罹病終焉法諡曰俊巖義有居士奧門人等命于予記其狀頻請不止因不揣不文書其大略

佛域居士 儒門達人 壓仲由孝 安伯夷貧 言行都都文質彬彬 窮虛無理 明固有真 學兼三道 切遍

四隣 永施美德 千秋萬春

天保癸巳秋當大祥諱之日

前妙光一空道人圓月山誌

藤正次筆石

八、大竹ひでを

葉栗郡村久野に生れ晩年大字笹野に寓居し、明治二十八年九月十七日同所にて逝去す。その履歴は碑文に詳し。

(碑文の寫)

鬚眉之男子而不能自立碌々沒世者不乏其輩况巾幗中之人而自立不倚人能全操持者獨有秀雄女史乎女史姓大竹名秀雄尾張國葉栗郡村久野村大竹伊織長女也幼聰慧不喜小兒之嬉戲常弄筆翰以爲娛焉父嘗勸嫁不肯曰兒有夙志願遂之父察其情聽之女史乃出遊京師仕 内親王某官

爲女官多年頓適其職後以病致仕而歸栖居篠野村結廬號大竹菴授女兒干裁縫之術且以善和歌點茶插花之諸藝遠近男女來請教者極多晨夕誘掖子弟未會有倦怠之色焉每謂曰人在世必可自給何敢仰他人之力手其存志可知也惜哉明治二十八年九月十七日罹病逝焉享年五十有九今茲門人胥謀建碑屬文於予々雖未詳其事就所聞誌之而繫之以辭曰

綽約其風姿 天矯其心志 姿比寒梅白 志同孤松翠 幽香與靈籟 長繞魂所墮

明治二十九年十一月

正七位勳六等 榎田義雄撰並書

九、伊藤三省

伊藤三省は名古屋の人父を高梨五右左衛門と謂ひ幼にして、大字大毛伊藤三省に養はる天資聰明愛知醫學校を優等にて卒業し、程なく自宅にて開業をなす。温厚にして患者に對して親切なると技術巧妙なると感じて治療を乞ふ者非常に多く日ならずして繁榮をなす。然るに日清役起るや、報國盡忠の赤心より自ら志願をなし軍醫として入臺し拮据勤勉殆んど寢食を忘れて服役せしが俄然病魔に冒され虚しく臺灣の鬼と化す。時に年二十九左に其の碑文を掲ぐ

(碑文ノ寫)

伊藤三省君碑 (頭書)

陸軍三等軍醫從七位伊藤君慰節

陸軍々醫總監從四位勳二等功三級男爵石黑忠豪額 正六位依百川撰

明治二十八年十一月十日陸軍三等軍醫從七位伊藤君病沒於臺灣軍中上司具奏其事屢賜賻卹如例君名三省愛知縣名古屋人父曰高梨五右左衛門爲本縣葉栗郡大田島村伊藤某所養其姓明治十七年入本縣醫學校研究數年業

就而歸求治者盈門廿七年國家有事於清國徵爲三等軍醫叙正八位隸於近衛師團從軍遼東既而臺灣匪徒反朝廷命近衛移師討之六月從航臺灣從臺北進入新竹十月移彰化匪徒猖獗加以毒疫君周旋其間拮据服役不暇寢食尋進從

七位俄羅病然少養起視事旋復劇師團入幕南君奮請從焉衆以其危篤心之不聽與而往來繼發二等軍醫田中親之之報君遺族曰君之臥病於員林街也聞官軍進擊英氣鬱勃不能自抑遂進死於臺南其志何壯也歿時二十有九娶丸山氏無子君爲人溫厚寬而痛之相率資欲建碑以傳不朽使其舅丸山守一郎來求余銘乃銘曰  
戰而死於陣病而斃於營地則不同同捐其生志也壯死也榮不滅者魂不朽者名

明治二十九年五月十日建之

浪越

井邦貫一書

中川安之刻字

一〇、梶浦拾松

海軍軍醫大監正五位勳三等梶浦拾松は梶浦善兵衛の長男にして明治三年八月十日大字大毛に生る。  
明治二十二年九月十四日帝國日本海軍軍醫學校に入學。二十三年七月二十八日學術優等賞として懷中時計壹個授與せらる。二十六年七月二十九日同校卒業同日海軍少軍醫候補生として横須賀鎮守府病院附を命ぜらる。二十八年四月十五日海軍少軍醫に任せられ横須賀鎮守府病院附に補せらる。同年七月十日正八位に叙せらる。同年八月十八日旅順口海軍根據地海兵團附に補せらる。同年十一月十八日明治廿七八年戰役從軍記章授與せらる。同年十二月廿六日明治廿七八年戰役の功に依り勳六等瑞寶章及金百圓を授けらる。三十年十二月一日海軍中軍醫に任せられ、卅一年三月八日從七位に叙せらる、卅一年十月一日海軍大軍醫に任せられ、十月卅一日正七位に叙せらる。卅四年十二月九日明治卅三年清國事變に於ける戰功に依り勳五等瑞寶章及金貳百五拾圓を授けらる。同年十二月十七日海軍々醫學校學生仰付らる。卅五年五月十日明治卅三年戰役從軍記章授與せらる。同十二月十八日海軍々醫學校學生を免せられ學術優等賞として恩賜懷中時計壹個拜授す。同日横須賀海兵團附に補せらる。卅八年一月十二日海軍々醫少監に任せらる。卅八年十二月十二日海軍々醫學校教官兼監事に補せらる。卅九年四月一日明治卅七八年戰役の功に依り勳四等旭日小綬章及金七百圓を授けられ、同日從軍記章授與せらる。四十一年九月廿五日海軍々醫中監に任せられ十二月十日正六位に叙せらる。大正

三年九月二十一日吳鎮守府附となる、十月二十日正五位に叙せられ勳三等授瑞寶章に叙せられ海軍々醫大監に任せらる。同日廣島縣吳市吳海軍病院に於て卒去せらる。

一一、尾藤壯之亮

壯之亮は情十郎の長男にして文久二年三月十日大字光明寺に生る。資性温厚謙遜にして慈善心に富み窮民の救助並に公共事業の援助の爲寄附金をなしたること枚擧に遑わらず。又郡會議員、所得税調査委員並に學校組合議員となりしこと前後數回忠實に其の職責を盡し地方發達の利益を計られしこと少からず。卅八年十月十六日逝去年四十三左に其の略歴を示さん。

明治廿八年五月平安遷都千百年紀念祭協賛會規約第十二條に依り會長より本會委員囑託。明治卅二年九月廿三日、日本赤十字社特別社員に列せらる。卅二年十月六日光明寺村選舉區郡會議員に當選。卅二年十一月廿二日會長より大日本武德會愛知縣地方委員を囑託。同十二月廿五日總裁宮より同會議員囑託。卅三年十一月十四日本縣より勸業諮問員に選任。卅四年四月一日葉栗教育會名譽會員に推薦せられ、同四月十六日同會の副會長に當選。卅四年四月廿二日、日本體育會特別贊助會員となる。同日同委員長より感謝狀を受く。卅六年八月卅日光明寺尋常小學校へ金百圓寄附す。卅八年二月六日大日本武德會三等有功賞を授與せらる。卅八年九月五日大藏省より名古屋稅務監督局管内小折稅務署所轄内相續稅密查委員を命ぜらる。卅八年十月二日支部長より大日本武德會愛知縣支部武德殿改築費の内へ金百圓寄附につき紀念品(絹地御染筆一葉銀盃一個)贈與せらる。

附 士族

本村の士族は澤田常左衛門(佐千原)岩田すゑ(富塚)岩田幸次郎(高田)今井半(杉山)小島不二男(島村)山田源次郎(光明寺)の六戸なり。次にその士族に編入せられたる大要を示さん。  
一澤田常左衛門 大字佐千原の人にして休軀魁偉鬪の聲と稱して相撲をなし、其名を近郷に知らる、高田

岩田儀右衛門と同時に召されて御旗奉行に仕待し相役なりしと傳へらる。當時は現時本村に居住せざるを以てその詳細を知るに由なし。

二岩田久助 久助は大字富塚岩田するの亡父なる仁兵衛の叔父にして嘉永の頃江戸の某士に仕へたり。その故を以て仁兵衛は明治廿二年二月八日士族に編入せらる。

三岩田子之 子之は通稱儀右衛門大字高田岩田幸次郎の養父にして、文政三年大字高田に生れ体軀偉大怪力あり好んで相撲を爲し其の名近郊に知られたり。元治元年十月四十五才にして藩主大納言慶勝公の御呼寄に依りて御旗奉行に附屬し給祿四石一人扶持を受け十分列せられ帶刀を賜ふ。同月大納言討長總督として出征の際御旗奉行寺町某に附屬して従軍藝州廣島に至る道中夜は不寢番をなせり。従軍中御本陣に於て陣中の無聊を慰す爲め相撲をなし御上覽に供し褒詞を賜りしことあり。翌二年正月御凱陣の際同様御旗を守衛して歸藩す。同年三月水野文太郎に代り御旗衆目代役となる。明治二年八月大砲手仰付られ、同年六月六石二人扶持を受く。同十一月免職定祿四石二人扶持を受く。同六年三月永世士族に編入せらる。

同七年八月十日五十五才にして癩瘵す。

四小島定友 定友は通稱喜藏尾州藩渡邊家(二千石)の御臺所持たり。始め喜藏の養父治右衛門の代に地頭渡邊家々計不如意の事ありし際献金をなし士分に列せられ定友の二字を賜ひ帶刀を許され御臺所持となる。その歿後喜藏襲職襲名をなす。年八十八歳にして死す。これ當主小島不二男の祖父なり。

五今井半左衛門 大字杉山今井半の父にして天保十三年杉山に生る、當家は其祖父、半平の代より代々川目付をなし北方陣屋に出頭せしものなるが父東作の跡を受けて同役目を俸す、維新後明治十一年士族に編入せられ明治四拾年一月病死す。

六山田九十郎 大字光明寺山田源次郎の父にして弘化二年名古屋市外大野木に生る。其の父九藏は江戸幕府に仕へ、祿六石二人扶持を食む。九十郎九才の時より連れられて共に使仕したるが二十才の頃辞して尾

尾州藩に仕へたり。其後都合あつて職を辞し明治四年妻女が此の光明寺生れたる因縁により本村に來住して農業を營み大正元年に死す

### 第二節 篤行者

村當局者、教育家、篤農家、篤志者等に類別して記載を要す、然れ雖も人物の査定は極めて至難の業にして輕々に之れを断定し得らるべき筈のものにあらず、されば右の如き類別法を避け從來公私各團體より表彰されたる人々を列舉して左に之を示す。

(年 月 日) (表彰者) (表彰要項) (賞品又ハ表彰狀) (被表彰者)

明治三十三年二月六日	葉栗郡長	米 拵 選 製	表彰狀	石 黒	甚 三 郎
全年	九月十七日	葉栗郡農會	役員トシテ多年盡瘁	唐銅茶瓶一個	左 合 忠 左 衛 門
全			農事及蠶業ノ改良	火鉢一個	宮 田 甚 三 郎
明治三十七年四月六日	葉栗郡農會長	農事改良實踐躬行	木盃一個	石 黒	甚 三 郎
全			農事改良風俗矯正夜學獎勵	表彰狀	左 合 忠 左 衛 門
全年	三月廿三日	愛知縣農會長	就職以來學事ニ關スル事務ニ盡瘁	銀側時計	今 井 銃 一 郎
明治三十八年三月卅日	愛知縣知事	農事改良ノ獎勵	表彰狀	岩 田	甚 三 郎
明治卅九年三月卅一日	大日本農會總裁	同一學校ニ勤續シテ効績顯著	銀側時計	今 井 銃 一 郎	尾 藤 功







光顯寺村  
 村長 小島助治郎 清水治吉 青井 重 岩田 譽 野々垣傳次郎 岩田譽(再任)  
 助役 清水治吉 小島彌兵衛 野々垣傳次郎 岩田勘十郎 今井銑一郎  
 助入役 青井 重 岩田 譽 岸 政七 小島勘次郎 小島助次郎

村長 稻葉儀右衛門 速水丹六 伊藤清右衛門 伊藤治左衛門  
 助役 今井淺左衛門 淺野岩次郎  
 收入役 淺野岩次郎 脇田慶藏 小島常十郎 尾頭延一郎

明治廿三年七月選舉區第四區ヨリ選出 宮田 慎一郎  
 (二衆議院議員(本村出身))

明治十三年十月十三日當選ソレヨリ以後九回當選 宮田 慎一郎  
 (三縣會議員(本村出身))

尾頭壯之亮 宮田 慎一郎 青井 重  
 (四所得稅調查委員(本村出身))

佐千原 宮田 慎一郎 石黒甚三郎 宮田 甚三郎  
 (五郡會議員(本村出身))

大田島村 青井 重 岩田 譽  
 光寺村 故 尾頭壯之亮 稻葉 儀右衛門 野々垣傳左衛門 伊藤 清右衛門

二合村以後(自明治廿九年五月十日)  
 至(現) 今  
 (一村吏員)

村長事務取組

自明治三十九年五月十日 百十六日 岩田 譽  
 至全 年九月三日

村長 自明治三十九年九月四日 岩田 譽  
 至 現 今

助役 自明治卅九年九月十五日 伊藤治左衛門  
 至全四十二年九月十四日 宮田 甚三郎  
 自明治卅三年九月十七日 宮田 甚三郎  
 至大正三年九月十六日 伊藤治左衛門

自大正三年九月十七日 伊藤治左衛門  
 至大正四年四月十日 小島 常十郎  
 自大正四年四月二十九日 小島 常十郎  
 至 現 今

收入役 自明治卅九年九月十一日 宮田 清房  
 至全四十二年二月廿二日 小島 常十郎  
 自明治四十二年三月四日 小島 常十郎  
 至大正四年二月六日 青井 甚七

自大正四年三月五日 青井 甚七  
 至全七月廿八日 伊藤 治兵衛  
 自大正四年七月廿九日 伊藤 治兵衛  
 至全六年四月十二日

自大正六年四月十六日  
至 現 今

(二) 縣 會 議 員 (本村出身)

明治四十四年九月當選大正四年九月再選現今ニ及ブ

(三) 所得稅調查委員 (本村出身)

(四) 郡 會 議 員 (本村選出)

合村以後第一回選出(明治卅九年十一月十一日)

宮田 慎一郎 野々垣 傳次郎 野々垣傳左衛門

全 第二回選出(明治四十三年十一月十一日)

宮田 慎一郎 野々垣 傳次郎 今井 置三郎

全 補 缺(大正三年二月廿五日)

尾頭 脩齊

全 第三回選出(大正三年十一月十一日)  
宮田 慎一郎 野々垣 傳次郎 尾頭 脩齊

(五) 村 會 議 員

第一回(明治卅九年八月十日當選)

宮田 慎一郎 石黒 甚三郎 小島 末次郎  
小出 藤左衛門 小島 助次郎 森 嘉 六

宮田 甚三郎 清水 治 吉  
野々垣 傳次郎 柴田 鉄次郎

野村 喜三郎

宮 田 清 房

宮 田 慎 一 郎

青 井 重 伊藤 治左衛門 青井 彌三郎 小島 千代次郎 澤井 伊三郎  
淺野 岩次郎 野々垣 常十郎 今井 儀三郎 小島 角次郎 宮田 甚三郎

第二回(明治四十二年八月十日半數改選ニ當選)

野々垣 傳次郎 野々垣傳左衛門 小島 千代次郎 小島 角次郎 宮田 甚三郎  
澤井 伊三郎 柴田 鉄次郎 小島 不二男 戶 松 平 一 小出 藤左衛門

第三回(大正元年八月十日當選)

石黒 茂三郎 宮 田 清 房 宮田 甚三郎 清水 治 吉 小出 藤左衛門  
岩田 吉五郎 小島 角次郎 小島 不二男 野々垣 傳次郎 柴田 鉄次郎  
青 井 重 伊藤 治左衛門 青井 彌三郎 速水 喜市郎 澤井 伊三郎  
橘川 友之進 今井 置三郎 淺野 岩次郎

第四回(大正五年八月當選)

戶 松 平 一 宮 田 清 房 岩田 鶴次郎 岩田 竹治郎 清水 治 吉  
森 豐 次 郎 小島 竹三郎 野々垣 傳次郎 柴田 鉄次郎 今井 銃一郎  
脇田 喜十郎 青井 彌三郎 尾頭 脩齊 小島 千代次郎 平松 開次郎  
淺野 岩次郎 野々垣傳左衛門 後藤 鶴一郎

(六區) 長(大正六年七月現在)

戶 松 鐵次郎 宮田 甚三郎 岩田 忠右衛門 小島 勘次郎 野々垣 傳次郎  
青井 宇三郎 伊藤 治右衛門 青井 德和 橘川 長次郎 今井 利助

第四節 從 軍 者

(一) 西南之役

戰病死者 今井善十郎(杉山)  
從軍者 小島重三郎(佐千原) 小島喜一(島村)

(二) 明治廿七八年戰役

戰病死者

出身大字名	兵種	等級	勳功	氏名
大毛	陸軍	三等軍醫	從七位	伊藤三省
島村	陸軍步兵	一等卒		小島熊吉
光明寺	陸軍步兵	一等卒		淺野重松

從軍者

佐千原 春日井 龜次郎	服部 鶴藏	小島 齊一郎	春日井三代五郎	小島 兼三郎
宮田 清次郎	藤田 泰治郎	宮田 末次郎		
富塚 宮田常三郎				
島村 入山久次郎	森 桂治郎	小島 勘次郎	安田 千彌	岩田 萬太郎
高田 岩田仙十郎	岩田 鶴三郎			
大毛 梶浦 槍松	石井 重二郎	梶浦 松太郎		
杉山 青井 宇三郎	青井 竹次郎			
笹野 伊藤 庄之助	伊藤 惣太郎			

(三) 明治廿七八年戰役

戰病死者

出身大字名

兵種

等級

勳功

氏名

光明寺 淺野 彌三郎	平松 善次郎	淺野 太治郎	速水 泰治郎	稻葉 司馬太郎
田所 小島 勝三郎	青井 萬次郎	小島 生次郎	小島 条太郎	
更屋敷 野々垣 重二郎				
更屋敷 岩田 松太郎				

出身大字名

兵種

等級

勳功

氏名

明治卅八年三月七日清國盛京省李官堡ニ於テ戰死	高田	陸軍步兵	上等兵	勳八	尾關 松次郎
同卅七年五月廿六日清國盛京省南山ニ於テ戰死	富塚	全	全	全	宮田 市太郎
同年八月卅一日清國首山堡南方高地ニ於テ戰死	大毛	全	全	全	石井 萬之助
同卅八年三月七日清國李官堡ニ於テ戰死	光明寺	全	全	全	豐田 彦三郎
同卅七年七月廿五日清國盛京省劉家屯第四野戰病院ニ於テ病死	富塚	全	全	勳八	岩田 利七
同年九月七日清國大石橋兵站病院ニ於テ病死	高田	陸軍輜重兵	一等卒	勳八	岩田 勝助
同卅八年三月七日清國李官堡ニ於テ戰死	光明寺	陸軍步兵	全	全	淺野 文助
同年三月七日同所ニ於テ戰死	笹野	全	全	全	大塚 鉄次郎

同年同日同所ニ於テ戰死	杉山 全	全	勳八	田中 甚之助		
同卅七年十月五日青泥窪兵站病院ニ於テ病死	佐千原 全	全	全	野村 孫左衛門		
同卅八年三月七日清國李官堡ニ於テ戰死	光明寺 全	全	全	田中 鶴三郎		
同卅七年八月卅日清國首山堡ニ於テ戰死	佐千原 陸軍歩兵	二等卒	全	服部 太七		
同年八月六日清國熊岳城兵站病院ニ於テ病死	光明寺 陸軍輜重兵	輸卒	全	小島 生次郎		
同卅九年五月八日名古屋豫備病院ニ於テ病死	島村 陸軍輜重兵	輸卒	全	小島 繼作		
召集年月日	召集解除年月日	大字名	兵種	等級	勳功	氏名
現役中	現役中	大毛	海軍	中軍監	正六	梶浦 捨松
全	全	更屋敷	全	大尉	正六	後藤 誠雄
全	全	光明寺	陸軍歩兵	中尉	正七	内藤 清信
明治三十七年三月九日	明治卅九年三月十八日	田所	全	特務長	勳七	野々垣 徳太郎
全	全	高田	全	全	勳七	島津 界雄
現役中	現役中	佐千原	全	全	勳八	戸松 海三

全	大毛	海軍	兵一等	勳八	石井 辰次郎
全	光明寺	陸軍歩兵	全	勳七	服部 兼右衛門
明治三十七年三月九日	明治卅九年一月十四日	島村	全	勳七	柴田 仁左衛門
卅七年三月九日	卅九年一月十五日	高田	陸軍輜重兵	勳七	清水 重三郎
卅七年三月九日	卅九年四月二日	杉山	海軍	勳八	青井 竹次郎
卅七年二月六日	卅八年十一月十七日	笹野	全	全	伊藤 勝平
全	卅八年十月十六日	杉山	海軍	一等兵	青井 重助
現役中	現役中	島村	全	勳七	小島 小平
全	全	更屋敷	陸軍	勳八	岩田 一男
全	全	島村	全	全	岩田 松太郎
三十八年一月十九日	年十一月	佐千原	全	全	安田 千彌
三十七年六月二十二日	年九月廿日	田所	全	全	戸松 鐵次郎
同	同	佐千原	全	全	奥田 福之丞
同	同	田所	全	全	戸松 市之進
同	同	佐千原	全	全	宮田 義忠
同	同	富塚	全	全	
全	全	富塚	全	全	





卅七年三月十六日	卅八年一月十二日	全	島村	全	全	全	全	全	小島 喜助
卅八年三月五日	全	全	佐千原	陸軍	砲兵	二等卒	全	全	森 榮一郎
全	年十月廿二日	全	全	陸軍	步兵	全	全	全	小島 伊三郎
全	年十月廿一日	全	高田	全	全	全	全	全	野村 代次郎
全	年四月一日	全	大毛	全	全	全	全	全	森 林 平
全	年三月廿八日	全	大野	全	全	全	全	全	堀場 兵治郎
全	年十二月十六日	全	光明寺	全	全	全	全	全	伊藤 正治
全	年七月五日	全	佐千原	陸軍	砲兵	全	全	全	小島 彌六
卅八年七月一日	全	全	島村	陸軍	步兵	全	全	全	戸松 仙市郎
卅八年三月廿八日	全	全	光明寺	陸軍	砲兵	全	全	全	小島 悦太郎
卅七年十二月五日	全	全	大毛	全	全	輪卒	全	全	速水 泰治郎
卅七年三月九日	卅九年一月卅日	全	佐千原	全	全	全	全	全	石井 重次郎
卅七年三月九日	卅九年一月十三日	全	大毛	全	全	全	全	全	青井 篤次郎
卅七年三月九日	卅九年一月廿四日	全	高田	全	全	全	全	全	宮田 清次郎
全	卅九年一月廿四日	全	大毛	全	全	全	全	全	梶浦 松次郎
全	卅九年一月廿四日	全	大毛	全	全	全	全	全	後藤 富三郎
全	卅九年一月廿四日	全	大毛	全	全	全	全	全	鈴木 長三郎

卅八年八月十七日	卅九年一月十日	全	光明寺	全	全	全	全	全	澤井 惣三郎
全	全	全	田所	全	全	全	全	全	野々垣伊十郎
卅七年三月九日	卅九年一月十五日	全	佐千原	全	全	全	全	全	澤田 關三郎
卅八年三月十五日	卅九年二月一日	全	光明寺	全	全	全	全	全	小島 竹次郎
卅八年四月六日	卅八年九月廿日	全	田所	全	全	全	全	全	野々垣貞次郎
卅八年七月二十七日	卅八年十二月十二日	全	島村	全	全	全	全	全	小島 角三郎
卅七年三月九日	卅九年二月九日	全	光明寺	陸軍	砲兵	輪卒	全	全	小島 作次郎
卅七年九月四日	卅九年三月九日	全	佐千原	陸軍	砲兵	全	全	全	田中 代次郎
卅八年二月十日	卅八年三月九日	全	光明寺	陸軍	砲兵	全	全	全	稻葉 金五郎
全	卅八年九月十六日	全	佐千原	陸軍	砲兵	全	全	全	服部 久右衛門
全	卅九年二月二日	全	高田	全	全	全	全	全	小澤 初三郎
卅七年三月九日	卅九年七月五日	全	高田	全	全	全	全	全	戸松 万吉
卅八年二月十日	卅九年一月廿九日	全	島村	全	全	全	全	全	宮田 辰藏
卅七年三月九日	卅八年十月十六日	全	大野	全	全	全	全	全	菱川 市之丞
全	卅八年十一月卅日	全	光明寺	全	全	全	全	全	岩田 庄三郎
卅七年十一月十日	卅九年一月廿四日	全	更屋敷	全	全	全	全	全	伊藤 富一
卅七年三月九日	卅九年三月十六日	全	更屋敷	全	全	全	全	全	服部 常次郎
全	卅九年三月十六日	全	更屋敷	全	全	全	全	全	稻葉 梅太郎
全	卅九年三月十六日	全	更屋敷	全	全	全	全	全	今井 幸七



に質實勤勉にして産業思想追々發達し、貯蓄心厚くなれり、然れども公德心尙幼稚にして共同一致の檢未だ十分發達せざる所あり。

敬神崇佛の觀念深く、朝夕禮拜讀經せざる家なし。神社佛閣都て設備完成し莊嚴を極む。殊に佛教盛にして各地に説教、法會、施餽鬼等展開かる。

服装は農村の習慣として一般に質素なり。禮服としては男子は紋付の羽織に袴を着用し女子は紋付の着物を着用。通常服としては着物、羽織、胴着、シャツ、襦袢、袖無(方言ズンチ)等を用ふ。半纏は勞働服として用ひられ、胴着袖無は居常服として着用す。袖無は主として小兒老人等に用ひられ、壯年者には用ふるもの少し。筒袖は少年及青年男子に多く用ひらる。

外出には避暑用として蝙蝠傘を用ひ、勞働者は帽子又は笠を冠る。防寒用としては襪卷、マント、引越しを着用す。然し襪卷は漸々減少しつゝあり。

食物も亦質素を旨とし、概して麥飯味噌汁を常食とす。食事は一日間に三度を通例とすれども勞働者は四度食となす。

娯樂としては村内に劇場の設なき爲芝居は行はれざれども往々民家にて浪速節、淨瑠璃等の催あり。大毛住吉踊、佐千原の萬歳、島村の人形芝居等は古より行はれ今尙其の命脈を保ちつゝあり。祭禮の餘興として何れの區にても花馬を曳きて參詣す。其他臨時の催物として驅馬競馬角力獅子舞等をなすことあり。近時青年の体育獎勵の結果各地に少年青年の角力盛に催さる。

## 第二節 冠婚葬祭

〔冠〕昔は男子満十五歳に達すれば元服と稱して改名し、親戚近隣に酒肴を饗して披露せしが現今は只一二の區のみに行はれ、大部分は廢止せられたり。

高田 東西各瀬古共酒又は酒肴料を其の瀬古へ出し披露す。

西大毛 同年者相集り酒宴をなし、或は酒肴を以て區内を披露す。

光明寺宇土居 年齢十五六歳の男子舊正月に酒肴料を區内に出す例あり。

〔婚〕最初は媒介者に依りて双方の交渉を始め、互に血統性質家庭の状況等の探查及見合等をなし、愈々決定すれば結納を贈り吉日を選び結婚式を舉ぐ、此の日には親戚隣家を招き饗應をなす。招待せられたるものは相當の祝儀を贈る。

翌日は持參せし衣服調度を陳列して觀覽せしむ。之を襟揃といふ。里方よりは部屋見舞として來る。結婚後翌日或は三日目或は五日目に初客又は膝直しとて里歸りをなす。此の際には婚家の母親に同伴せらるゝを例とす。

〔葬〕死者あるときは區民は吊詞に行くを例とす。葬儀は概ね佛式にして信徒組合(講組或は同行と云ふ)隣家及區内の親戚は葬儀萬端の手傳をなす。葬式には親戚知己を始め區民一同會葬す。遺骸は埋葬火葬共に行はる。葬儀の服装は、佛式に在りては、近親の男子は白袴、女子は白衣に吊帽を冠る。往昔は被衣をも用ひたりしが近來廢せられつゝあり。其の他の親族は男子は通常禮服、女子は通常服に吊帽を戴き一般會葬者は通常服を以てす。親戚知己は香奠を供し且つ近親者は淋見舞として茶飯或は赤飯を贈る。葬式の翌日墓參、遺骨上げ、寺參りをなす。葬式の翌日より數晩に涉り無常講を營む。

〔祭〕佛式に在りては死後四十九日間は七日毎に供養をなし三十五日或は四十九日に吊上げと稱し法事を營む。此の日親戚を招き且つ香奠を贈りし人に對し餅其他適當の品を贈る。又形見分けとて生前に用ひたりし衣類を記念として近親者に分つことあり。爾後百ヶ日、一週年、三年、七年、十三年、十七年、五拾年百年等に法要を營む。其他毎月或は毎年の忌日には僧侶を聘し讀經をなし舊七月十三日より十五日まで祖先の精靈を祭り供養を營む。

神式は死後五日、十日、十五日、五十日、百日、一年、五年、十年、二十年、三十年、五十年、百年等の相當日に祭祀を行ふ。  
氏神例祭。各區に依りて祭日一定せず。祭日には郷社は郡長、村社(指定社)は村長供進使となり神饌幣帛を奉り莊嚴なる祭事を行ふ。氏は飾馬を曳きて參詣す。

### 第三節 慶事

帶祝 初生児の時妊婦の里方より帶祝として餅或は糯米を贈り來り之を親戚隣家へ配與す。

湯初祝 生後三日目に里方より赤飯を贈り來り之を親戚隣家へ配與す。

七夜祝 親戚を招待し饗應をなし或は赤飯を配り名披露をなす。親戚隣家よりは産衣を寄贈す。

宮參り 男子は誕生より三十日自女子は三十一日目に初めて氏神へ參詣す。

誕生祝 滿一歳に達すれば誕生祝として親戚隣家へ餅を配る。

初節句 初兒に限り男子は正月に破魔弓、五月に幟、女子には正月に羽子板、三月に雛人形を飾る此等は皆親戚より寄贈したるものなり。

厄祝 男兒八歳に達すれば八ッ八月と稱し祭禮の日に献馬をなして氏神へ參詣す。

又男子は二十五歳、四十二歳女子は十九歳及三十三歳を厄年と稱し、昔は厄拂の祝をなしたれども現今は之を行ふもの少し。

厄祝の状況

佐千原、氏神へ物品又は金銭を献納す。

富塚。全廢せられたれども偶には神社へ献納品をなすことあり。

大毛。男子八歳に達すれば例祭には八ッ八月の祝をして馬を曳きて參詣す。

二十五歳の者は瀬古朋友親戚等へ赤飯を配れども之を行ふものは少數なり。

四十二歳の者は、上流にては親戚知己を招き酒肴を呈する向もあり。又宗祖の御遠忌を營み瀬古親戚朋友誼組等を招き御齋を呈するものもあり。普通の家にて最も多く行はるゝ方法は、瀬古親戚等へ赤飯を配り、同年齡者共同して朋友組へ出金し共同して酒宴を催すことあり。

杉山、笹野。舊二月廿五日植木祭をトし身分相應に氏神に神酒を供へ區民一同へ之を饗す。又隣家親戚朋友等には赤飯を配ることあり。

光明寺。身に應じ神酒料を出すあり、又饗應するものあり一定せず。

其他六十一歳の還曆祝、七十七歳の喜壽祝、八十八歳の米壽祝等あれども之を行ふものは少し。

### 第四節 労働習慣

雇人出替り。新舊曆併用の風、未だ改らざるため、雇人の出替りも二様になれり。

下男、十二月十五日或は舊十一月十五日 下女、舊三月四日及舊九月十日

夜業。夜業は職業に依り一定せず慣例上秋の彼岸より春の彼岸までとすれども近來男子の夜業をなすもの減少せり。

晝 休。日長の期に於て約一二時間午睡をなす。

### 第五節 休日

舊來の慣例未だ脱せず、多くは太陰曆によりて休業をなす。

太陽曆に依る休日

一二





十二月八日  
 不廿廿十  
 八日 定日 日 日  
 八日 秋 同 御 見 三  
 吹 上 佛 事 尺 大 師 坊

第六節 方言及訛言

休 休

休 休

休

休 休

休 休 休

休 半休

休 半休

休

山郷休

休

(人倫)

通常語 方言 言  
 人 し さん  
 兄 あ ん や  
 男 ぼ ん う  
 主人 たい しょう  
 鰥夫 や びと  
 汝等 わん たら あ  
 天 てん ずき さま  
 炎 ねん てん  
 南 い な み  
 横 よ こ た  
 昨日 きんに よう

通常語

父 と ち  
 姉 あ ん ね  
 女 兒 あ ま ま  
 細 君 ち し さ ま  
 私 方 たら が  
 汝 て ま い わ れ  
 雷 よう だ つ さ ま  
 陰 かけ ら かけ し  
 (西側) (西) べ た (西) べ り  
 沼 の ま  
 晦 つ も こ

通常語

母 ち ふ く ろ  
 子又子供 が き ち く  
 夫 お や ち  
 焚妻 だ い こ く  
 私等 たら う ら あ  
 虹 ね じ  
 湯 気 い げ  
 上 い め ぞ う め ぐ  
 溝 い め ぞ う め ぐ  
 七夕 た の ば た

(身体)

頭 ぶ ち  
 額 ぶ たい ぐ ち  
 唇 く ち び ら  
 肋 あ が ら  
 踵 あ つ く とい  
 唾 つ ば き  
 糞 ち ゅ う づ こ  
 手の不具て ん ぼ  
 痘痕 め つ た  
 粥 お か い  
 粥 お か い  
 煙草 た ぼ こ

(飲食)

粥 お か い  
 粥 お か い  
 煙草 た ぼ こ

(衣類)

着物 き き り も の  
 布子 の か こ  
 前掛 ま い か き  
 直垂 し た れ  
 雪駄 せ き だ  
 繻子 し す

額

唇 く ち び ら  
 肋 あ が ら  
 踵 あ つ く とい  
 唾 つ ば き  
 糞 ち ゅ う づ こ

團子

團子 ぼ ち  
 雑炊 お じ や  
 味淋 び り ん

初着

初着 お ぶ き  
 袖無 で ん ち  
 外套 が い と ん ち  
 草履 じ ょ り  
 草鞋 わ ら ち  
 繻珍 し つ ち ん

鬢

舌 べ た び ら  
 指 い ん び  
 尾 を ん ぼ  
 癩 な り ん ぼ  
 尿 し し ゃ ん べ

卓袱

卓袱 し つ ば こ  
 香煎 こ が し

襦袢

襦袢 じ ば ん  
 裾 そ ば  
 烏帽子 よ ぼ し  
 足駄 ぶ く ち  
 元結 も つ と い  
 襪 き だ

紐 ひば

(建築) 玄關 げんか

石垣 いしかけ

(器具) 唐箕 あふち

千石蓑 かなどほし

竹簾 ねぎら。てす

角籠 ようがい

七厘 ひちりん

自動車 じどうしゃ

手毬 てんまり

(職業) 左官 しやくわん

狐 けつね

(動物) 鶯 おぐひす

雲雀 ひばる

鯛 しやけ

○斗 だまぐつ

蝸牛 さいまいくじ

烏貝 どうびりがひ

(二階萱葺の家) つし

建具 たてど

蓆 しみしろ

棧俵 さんばいし

紡錘 つちまが

茶釜 ちやまが

合羽 ぐあひ

獨樂 どま

法螺貝 ほろがひ

紺屋 こらや

狸 たの。たのき

鷺 しやぎ

鳥 しろたけ

蟬 せみ

蛙 かわ

蛞蝓 いへなし

蛇 へんび

鳥居 とうりん

稻扱 まんが

簇 もす

剃刀 かみすり

柄杓 ふしやく

風呂敷 ふるしき

偶人 でこ

質屋 ひちや

鼯鼠 おぐら

鳧 あんび

鮎 がに

蟹 がに

蝦 かに

田螺 つと

蜥蜴 とかき

蚯蚓 めぞ  
蝗 がたぎ  
蠅 はい  
蕪 まい

(植物) 無花果 かりがき

枇杷 びや

冬瓜 どうぐわん

胡蘿蔔 にいしん

蓬 よむぎ

蠶豆 そまめ

昆布 こぶ

椴木 よのき

棕 ものき

蒲公英 たんぼこ

女郎花 をみなめし

枝 ほし

芒 ひげ

(礦物) 石油 せきたん

百足 むかせ

蚊 かんす

螢 ほつろ

雄 おんたつ

金柑 いかん

柚子 いきい

慈姑 ぐわい

玉蜀黍 こらい

葱 ねぶか

瓢箪 ひよたん

檜。柏。ろだん

肉柱 につき

南天 なりてん

紫雲英 げんげん

金線花 さいせんか

細さ棒 さいせんか

葦 せ

硫黄 いぼ

鳥居 とうりん

稻扱 まんが

簇 もす

剃刀 かみすり

柄杓 ふしやく

風呂敷 ふるしき

偶人 でこ

質屋 ひちや

鼯鼠 おぐら

鳧 あんび

鮎 がに

蟹 がに

蝦 かに

田螺 つと

蜥蜴 とかき

蚌 べんか  
蟻 むつご  
蛹 むつご  
雌 めんたつ

石榴 じやくろ

大根 だいこん

午莠 ごんぼ

土筆 づくとぼうし

零餘子 いが

陸稻 いぎ

櫻欄 しぎ

檜欄 しぎ

柘 ちらしやき

朝顔 あさがは

苦 ことけ

莢 ことけ

粒 つつ

油煙 いぼ

(其他)

財産家	おだい	白痴ぬ	く	夜業	ようなび
點	ぼちよつぼ	狡猾	こすい	正確	きちつと
不整頓	らつしもない	遺言	いひごん	平均	へいけん
遠慮	ゆるりゆう	混同	まごちや	馬鹿	どろくさい
工合よくやんばよう		態々	たいだい	不可	あかん
否	いんね。なわに	更に	ねつから	僅	ちよこつと
遂に	ころつと	久しぶり	やつとから	速に	ちやつと
常に	さんま	如何にも	しんじよか	無暗に	やたらに
左様です	ほうじや	左様なら	さいなら	怖い	おろがい
小さい	ちんぶくさい	汚い	むさくしい	煩はし	ひちくどい
ちんびきさい		云ふ	こく	詐る	はちにかける
むつかしい	くごい	奢る	おもる	下さい	ちよら
云ひ當てる	ずく	行く	うせる	叱る	うざる
來る	うせる	騙す	あやかす	止せ	おけ
哆る	しやべくる	擔ぐ	ちよんがらす	羨む	けなりがる
荷ふ	いなふ	提ぐ	しよべつる	侮る	やしむ
濡れる	くさる				

奪ひ合ふ ばいごくる

續き 續きたま

語の活用(語源には種々あれども方言としての例を示す)

來る	來よをる	書く	書きよをる	お出なさい	おいでやあ
讀む(他人が)	讀みやあす(敬語)	讀みよをる	讀みやあす(敬語)	いらつしやい	いりやあ
	讀まつせる(敬語三人稱の時)			貸して下さい	貸してちよう(敬語)
	讀みやがる(卑語)			貸してくる	貸しちよくれ(通常語)
押す	押しからかす			書いてしまつた	書いてちまつた
書け	書きやわ(敬語)			書いてある	書いてちまつた
	書きんさい(通常語)			書いてをる	書いてちやる
	書きやがれ(卑語)			さうですか	さうかい
吹くであらう	吹くじやらあす				さうかいも
寒いね	寒いなも				

### 第七節 俗 謠

俗謠として伊勢音頭、木遣唄、田草唄、唐日挽唄、童謠及時代に伴ふ流行歌等あり。

伊勢音頭

古來伊勢參宮者ありたる時は其の親戚知己は此の唄を謠いて迎ひたりしが明治の中頃より全く廢せられ只唄のみは今尙謠はれつゝあり。

(例) 伊勢は津で持つ津は伊勢で持つ  
尾張名古屋は城で持つ。

木 遣 唄

木史、地形搗、石搗等に謠はれ種類多し。

(例) 松前どのさはヤンエー

エンヤトコセー ヨーイヤナー

松前どのさは お國が騒動で お江戸をお

立ちじや ヨホイトコネ ハーリワハリヤ〜

ソリヤヨイト ソリヤヨイトーコネー

田草唄、唐日挽唄、機屋節

何れも歌詞種々あり一定せず多くは七七五調に各特有の曲節を施したるものなり。

(例) 目出度〜の若松様よ

枝も榮ゐて 葉もしげる。

今年世がようて 夜雨が多うて

樹はいらぬで 箕ではかる。

童 謠

徳川時代の教育は唱歌を課せざりし故童謠盛行はれ明治時代に至りても尙其因習を受けたりしが小學校教育の發達に伴ひ次第に衰へ現今にては僅に其の一部分を存するのみとなれり。

正月 月

一、正月様御座つた 何處まで御座つた 稻葉の橋までござつた 何持つてござつた 餅持つてござつた  
泣く子は半分笑ふ子は一つ。

一、正月がつ〜 がつの所へ行つたれば 芋煮てかくいて かぶら煮てつきだいた。

一、盆より正月よいものだ 木履の齒の様な餅食つて 赤いべい着て羽子ついて 雪より白いまゝ食つて  
其れが悪いかのうかゝさ。

盆

一、盆の夜のすひふくべ 強飯が蒸せたに起きさつせ。

一、盆よ〜盆待ちかねて、今日は盆のお十六日よ、あすからお山の萎れ草、あすからお山の萎れ草、萎れた草をどんと刈れば、草刈鎌の柄が折れた、草刈鎌の柄が折れた、折れたが太事か曲つた太事か、世間に鍛冶屋は無いものか、世間に鍛冶屋は無いものか、世間に鍛冶屋は千軒ござる、千軒鍛冶屋は皆焼けた、千軒鍛冶屋は皆焼けた。

月

一、お月様ご様、お前さんはいくつ十三七つ、そりやまだ若い、お馬へのつてお嫁入なさい。

一、お月様ご様 お前さんの前に、卵が三つそれは誰が生んだ、おさくが生んだ、其のおさく何處へ行つた  
油買いに茶買いに油屋の外で、たつて轉んで油一升こぼいて茶も一升こぼいた 其の油どらした 犬がね  
ぶつてしまつた 其の犬どらした殺いてしまつた 其の皮どらした 太鼓に張つてしまつた あつち向いて  
ござんごござん こつち向いてござんごござん。

鳥 雀 鶯

一、鳥々勘三郎 われの家をもえたに、ちやつと行つて水かけよ。

一、鳶々まひくしよ あしたの天気ようせよ。

一、雀はちゆうく忠三郎 鳥はかあく勸三郎 とんびはとやまの鐘たゝき。

手毬唄

一、大黒様と云ふ人は 一で俵をふんまへて 二でにつこり笑つて 三で盃手にうけて 四つ世の中よいよ  
うに 五ついつもの若びす 六つ無量息災に 七つなにごと無いやうに 八つ屋敷を廣めて 九つ小  
倉を建てならべ 十ヲとんと治まつた。

二、おらん裏のよう鳴く鳥は、たつて行けば有馬の城へ、有馬の城から桑名の城へ、桑名の城から名古屋の  
城へ、名古屋の城は高い城よ、一重と上つて二重と上つて、三重と上つて東を見れば、よい子くが三人  
通る。一でよい子は糸屋の娘 二でよい子は二の屋の娘 三でよい子は酒屋の娘 酒屋の娘はだてしやぢ  
や七いか 伊達ともく一番伊達者 五尺元結きりりとまいて 八尺たけながばらりとかけて 名古屋本  
町チヤラくど。

一、どんく叩くは誰さんじや 本町横町の儀平様 今頃何しにたいでたや 雪駄がかはたでかへに來た  
お前の雪駄は何雪駄 わたしの雪駄は京雪駄 京の糸屋の善四郎は 一人娘に持ちかねて 赤いべいも二  
かさね 黒いべいも一かさね 縮緬足袋も十二足 蒔繪の煙管も十二本 蒔かん煙管も十二本長持七竿帶  
八筋 これ程仕立てゝやるものを こんど去られて戻るなら 頭剃つて衣着て 西を向いても南無阿彌陀  
東を向いても南無阿彌陀。

一、たらん裏のちしやの木にく 雀が三羽とまつてく 一羽の雀が云ふことにく ゆうべござつた花  
嫁御く お茶漬三杯汁四杯く まんだそれでも足らぬとてく 奈良漬大根十四本く お彼岸團子  
七いかきく それでもまんた足らぬとてく 裏の流しに腰かけてく ぼろりく泣かしやんすく。

一、げんげん花やなせ泣くやく、親がないか子がないか、親もあるが子もあるが、たつた一人の  
小娘をく、鷹匠に取られて今日七日く、七日と思へば四十九日く、四十九日の寺参りく、寺へ参  
る袴をく、前の伯母御へかりに行つたく、有るものないどて貸さなんだく、た腹立ちや腹立ちやく  
さうも腹が立つならばく、前の小川へ身を流せく、身は身で沈んで行くく、小袖は小袖で浮いて來  
るく、小袖の中に子が一人く、男の子なら拾ひ上げよく、女の子なら踏みつぶせく、女の子じや  
とてやしまれんく、おらん在所へ連れて行くく、食はせて飲ませて遊ばせてく、あいまに小鏡も使  
はせてく、山家のあたりに縁に付けよく。

一、向ふ通るは山四郎さじやないか 鉄砲かついで小脇差さいて 西の小山へ雉子うちとめに 雉子の戻り  
にた茶屋へはいて お茶は新茶で飲みともないが この姉様幾つで御座る 姉は廿一妹は二十 妹欲し  
さに御りもう願かけて 伊勢へ七度桑名へ八度 お天道様へも月参り お天道様でから管もらうて 織り  
よい管か巻きよい管か 織りよもないが巻きよもないが ちやんからからりと織るばかりく。

道成寺

道成寺く後のひよこを取つて見よ。

かくれんぼ

かくれんぼ つれんぼ 槌や吠や萬歳や あすの晩のけいやくは 寝ても覺めても 休まるまいか かの  
かのかくれんぼ。

草履かくし

じよんくじよんじよんよりかくし 子供衆の草履は めんたい草履よ 一しろ二しろ三しろ櫻 櫻の元に五  
葉松いけて あしたはただいの 餅つきじや。

大川小川 大川 小川 どの子がほしよ 某といふ子が欲しよ 何食はしてたきやる  
 砂糖 豆粉 豆 ろれ又毒よ 一の膳でよばうか それ又毒よ  
 二の膳でよばうか それ又毒よ 三の膳でよばうか ろれ又毒よ  
 鯛の骨など買つてかましまか それ又よからうか 名は何と付けた 某とつけた。

### 第十五章 獻穀田

新嘗祭に各府縣より獻穀することは明治廿二年に各府縣知事より宮内省に申請し御認可を得て定められたるものなり。本縣は之れを各郡逋番に指定し郡長をしてその奉耕者を詮衡推薦せしむることせり。而して本郡が指定地となりたるは明治廿九年と大年との二回にしてその都度本村内に獻穀田指定せられしは名譽の極なり。

#### 第一回

本郡指定地となりたる第一回は明治廿九年にして精米獻納を本村大字富塚宮田甚三郎に精米獻納を本會川町大字内御田江崎勝右衛門に囑託せらる。宮田甚三郎は一意専心奉耕の職を盡せしかばその秋に至り足穂入握にしなひ繁りて好く實り恙なく獻納を終へたり。時の郡農會長鹽田義雄は其の功勞を勞ふため左の感謝狀を送りたり

感謝狀

一金五拾錢

宮田甚三郎氏

明治廿九年新嘗祭供御獻穀ノ儀曩ニ本郡長ノ本會ニ囑託セラル、ヤ足下之レガ耕耘ヲ擔任シ終始培養其

宜シキヲ得テ恙ナク獻納スル事ヲ得タリ本會ノ榮譽何物カ之レニ如カン是偏ニ足下奮勵勤勞ノ功ニ外ナラス依而聊カ微意ヲ表スル爲メ頭書ノ金員ヲ贈呈ス

明治三十年一月十三日

愛知縣葉栗郡農會頭 鹽田 義雄

#### 第二回

本年の新嘗祭に本縣より供進すべき米粟の獻納は葉栗郡に指定せらる。我が葉栗村の素村家尾頭齋はその精米獻納の榮譽を擔ひたり。之れ尾頭家一家の譽なるは云ふ迄もなく本村に取りて此上もなき名譽なれば村民は其の御趣旨を休し農業の發達を計らんことを期せり。

#### 一、獻穀田島示遠式

大正六年四月七日を以て本縣知事より奉耕者に對して通達書授與ありしを以て、同十二年日本郡長は之が傳達式を舉行せらる。因に右本人に授與せられたる通達書左の如し

愛知縣葉栗郡葉栗村大字光明寺字天王裏一番地

尾頭 脩 齊

明治十七年十一月十九日生

本年新嘗祭ノ節新穀獻納ノ儀其所有地ニ於テ收穫シタル精米一升ヲ來ル十月十五日迄ニ縣廳ニ差出スヘシ

大正六年四月七日

愛知縣知事 法學博士 松井 茂

而して同事に宮田村大字松竹泉三郎に對して、全樣精粟五合差出すべき通達書交付せられたり。  
 二、獻穀田の設備 大字光明寺天王裏に在りて奥村用水に接し津島神社その近傍に在り。

面積三畝步にしてその中用路及び用水路ありて耕地は一畝歩のものを二區とす。

周囲に竹矢來を設け葉付の忌竹を樹て注連繩を張る。南面に正門北面に通用門を設け中失に標札を立つ。

三、耕作従事者 (葉栗村青年會)

- |     |        |     |        |      |        |
|-----|--------|-----|--------|------|--------|
| 佐千原 | 小島 兼十郎 | 富 塚 | 宮田 初次郎 | 東高田  | 岩田 民之丞 |
| 西高田 | 櫻井 齊   | 島 村 | 竹腰 正一  | 大 毛  | 柴田 孝一  |
| 杉 山 | 今井 弘   | 笹 野 | 伊藤 常三郎 | 土居小路 | 尾藤幾右衛門 |
| 本 郷 | 小島 徳一  | 山 郷 | 稻葉 耕一  | 田 所  | 橋川 義之  |
| 更屋敷 | 今井 保雄  |     |        |      |        |

四、献穀田の式典

稔式四月十六日。播種式四月三十日。田植式六月十二日刈穂式未定

大正六年七月廿九日印刷  
大正六年八月五日發行

愛知縣葉栗郡葉栗村大字高田字南屋敷三十三番地

編輯者 代表者 岩 田 儀 藏

愛知縣葉栗郡葉栗村大字高田二十八番戸

發行者 岩 田 譽

愛知縣丹羽郡布袋町大字小折四百八拾九番戸

印刷者 牧 野 雄 次 郎

愛知縣丹羽郡布袋町大字小折四百八拾九番戸

印刷所 牧 野 郁 文 社